

北山七重大塔の所在について（下）

東 洋一

1. 大塔高まり跡の調査

世界遺産・特別史跡・特別名勝金閣寺境内東北部に高さ約2m、一辺約40mを測る、巨大な平面正方形・正方位に収まる高まりが存在する。この正方形の高まりを横断する仮設通路が開設されることとなり、2016年11月に発掘調査（金閣寺16次調査）が実施された。

この場所については、筆者が18年前に発表した「西園寺四十五尺瀑布瀧と北山七重大塔・上」¹⁾において、義満亡き後も細々と造営され、完成間近の応永二十三年（1416）正月九日に焼亡したと記録に残る北山大塔基壇跡に比定できることを述べておいた。図1はウェブサイト『日本の塔婆』に収録された2016年5月26日に撮影された高まり調査前の写真である。図2は調査直後に「京都高低差崖会」梅林秀行氏の2016年12月5日の写真入りTwitterで掲載されたものである²⁾。改変されていることがわかる写真である。

筆者が調査を担当した2015年の金閣寺駐車場で実施した14次調査において、この高まり北西の隣接地約20m地点で、室町時代の溝から金銅製九輪残片8.2kgと、2点の風鐸部分と考えられる銅片を検出した。この九輪の残片直径は現存塔高日本一である東寺九輪径が約1.5mであるのに対し、復元径2.4mを測ることから義満建立の巨大な北山大塔の九輪残片であることが確認された。この点に関しての詳細は報告書の筆者担当文³⁾を参照して頂きたい。この報告書発行を受けて新聞



図1 2016年5月の高まり写真（西から）
（『日本の塔婆』www7b.biglobe.ne.jp/~s_minaga/toutop32.htmより引用）



図2 2016年12月5日の写真（南西部）

（梅林秀行Twitter <https://twitter.com/hashtag/%E5%8C%97%E5%B1%B1%E5%A4%A7%E5%A1%94>より引用）

各社・放送局が報道したことは記憶に新しい。これらの報道に付された識者コメントにあるように、大塔基壇の場所を特定することが、我々の研究課題として残されたのである。

ここに言う「北山大塔」とは金閣寺史『鹿苑』に「応永十年（1403）六月三日に焼失した相国寺大塔を北山殿で再建しようとして、翌十一年（1404）四月三日に立柱の式を行った。翌十二年（1405）六月六日には心柱を引くようになったが（『教言卿記』応永十二、六、六）、大工事の故か、はかばかしく進捗せず、立柱から四年後の応永十五年（1408）年二月十二日に、東寺へ塔に安置する本尊を調べに行くまでに漸く進捗した。こうして出来上がった七重大塔も、応永二十三年（1416）正月九日に焼失した（『看聞日記』応永廿三、正、九）。⁴⁾」とされる大塔のことである。

では、なぜこの北山大塔基壇に比定できる高まりが改変される事態に陥ったのであろうか。

2. 『報告2017』の問題点

（1）『報告2017』の誤り

2016年11月の大塔推定地高まり部分の発掘（16次調査）で、室町時代の基壇造成土とその上面に広がる被熱層を検出したにもかかわらず、この断片的な調査結果では、この高まりを七重大塔基壇であるという判断ができないとされた。⁵⁾以下、この調査報告を『報告2017』とする。『報告2017』掲載の方形高まりを示す図が図3であり、図4が本稿「上」⁶⁾で掲載した平面図である。

『報告2017』では調査対象を「周囲よりも約2m高く、一辺が約30m前後の正方形に近い方形の高まりである」（p5）とする。しかし、それは両図で確認できるように一辺40m（標高97mコンタラインに注目）の間違いである。さらに、高さも「まとめ」⁷⁾で誤りであることが判明する。即ち、

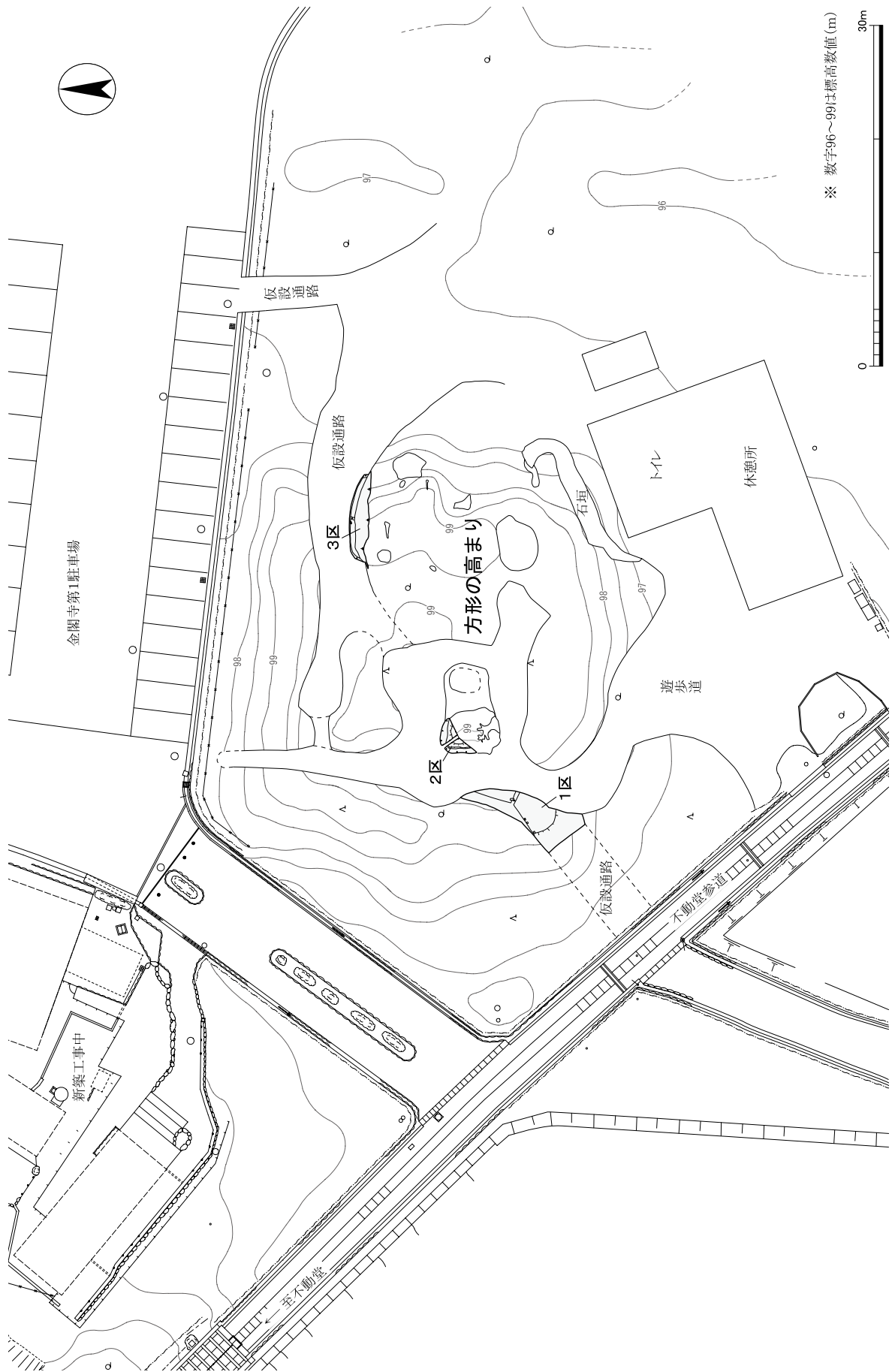


図3 16次調査区配置図 (1 : 500) 『報告2017』掲載

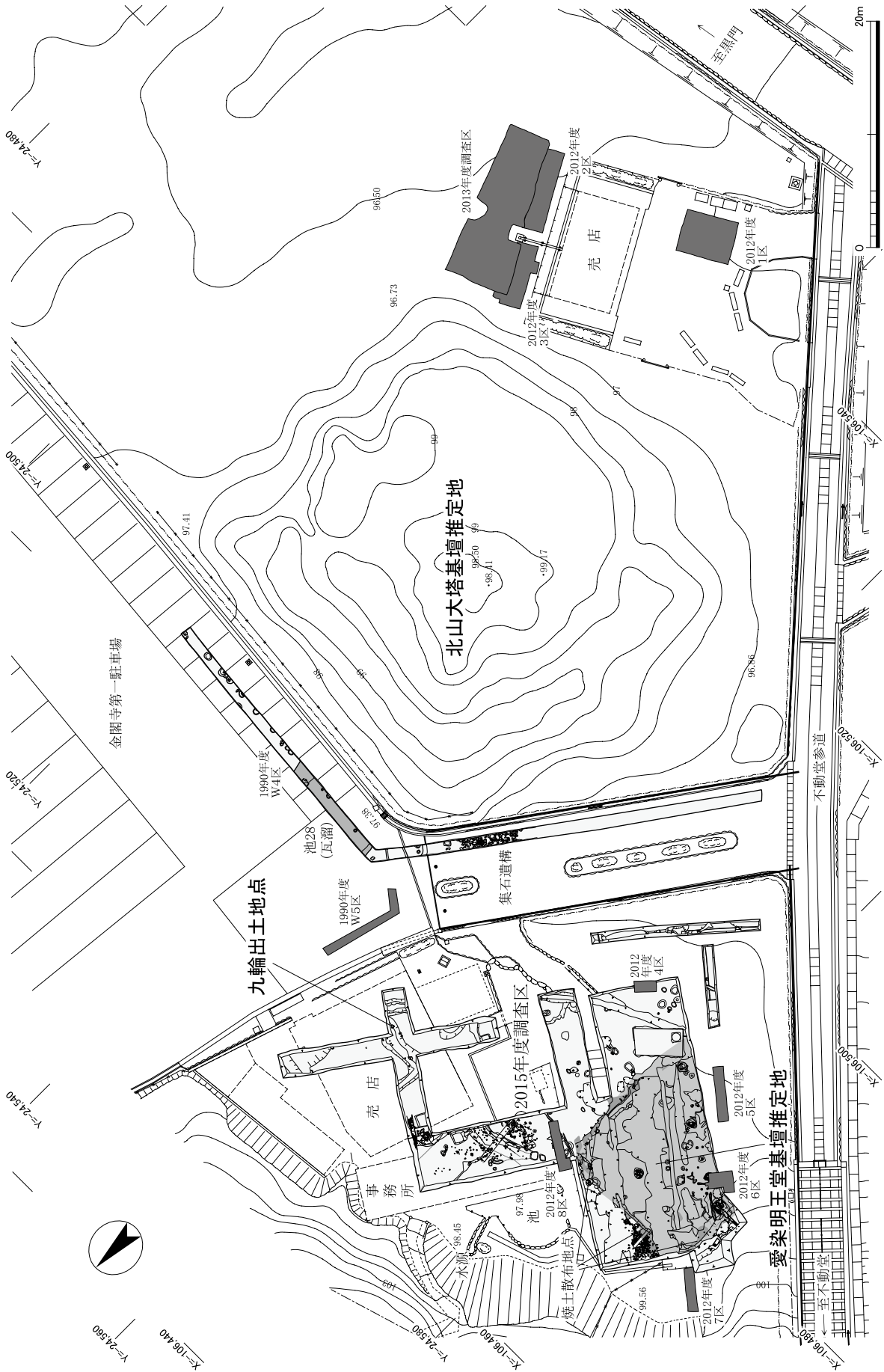


図4 金閣寺境内北東部調査区配置図 (1 : 500) 『洛史 研究紀要 第11号』掲載

「方形高まりの南隣の13次調査」で検出した「室町時代の整地層」上面が標高「95.3m」であることから、「整地層2の標高は97.6m前後」で、「水平堆積土は約1.3mの高まりがあったと推定できる」とするが、計算間違いである。しかも、13次調査検出の室町時代の整地層上面の標高は、実際は「96.3m」であり（p14に記載あり）、2重のミスである。しかし、そこで本来述べなければならぬことは、「整地層2」の厚さではなく「基壇」の高さであり、その高さは「被熱層が広がっていた」「方形高まりの平坦面」の「標高98.5～98.6m」と室町時代の整地層上面標高「96.3m」との差で求められるはずである。ここにいう「被熱層」とは、約0.1mの厚さがあり、『報告2017』にあるとおり「赤化している。火を受けて硬くなった被熱面」のことで、当初から基壇上面（後に明らかになるように亀腹上面のことである。以下同様）をなしていた重要な基準面・層である。そこで『報告2017』に記載された「被熱層面」標高から逆算してみると、「方形高まり」の高さは南側で2.1～2.4m前後となり、日本一の基壇高さを保持していたことが判明する。しかし、その重要な数値を『報告2017』では一言も触れていない。筆者には、大きさ、高さともに矮小化して見せたいようにしか思えないのである。

『報告2017』の「まとめ」⁸⁾によれば、出土遺物から「方形高まり」を形成する1区の「水平堆積造成土は北山殿創建期の造成と思われる」とし、「2区・3区の斜め堆積造成土は方形高まりを構築したときのもので、室町時代のものであろう」と述べている。また、「方形高まり」の「上面で被熱層を検出したことから、何らかの建物基壇であった可能性が考えられる」とも述べている。このことから筆者との共通認識として中世の火災を受けた何らかの建物基壇であったことは確認できたわけである。

さらに、『報告2017』ではこの基壇の「考えられる火災時期としては鹿苑寺（金閣寺）境内の北東にあった北山七重大塔が雷により消失した時や応仁・文明の乱の時などが考えられる」とし、火災の時期を応永二十三年（1416）正月九日の「北山七重大塔」火災時と「応仁・文明の乱」（乱は文明九年（1477）終了とされている。応仁元年から勃発したので以下「応仁乱」とする。）火災時の二時期に絞り込み、さらに後者とするため南都の伝聞『大乘院寺社雑事記』応仁元年（1467）六月二十二日条を「・・北山鹿菌寺成陣・・中略・・小御堂先年炎上・・中略・・西方陣也」と部分的に切り取り「応仁・文明の乱」の火災なるものを註で援用する。しかし、前掲寺史⁹⁾でも「この記事は伝聞による誇張があり」、無批判に依拠できない史料であることは今や常識となっているが、『報告2017』は引用で決定的箇所を「・・中略・・」にするので、ここで全文掲げると「北山鹿菌寺成陣、金堂以下破□□（却無カ）法也、一字不無為云々、小御堂先年炎上、取立之處、又破却事、北山式中々無是非、西方陣也¹⁰⁾」とあり、応仁元年（1467）より「先年」、つまり応仁元年より「何年か前¹¹⁾」の「小御堂」の「火災」を指しており、応仁乱で焼けたとは一言も言っていない。上記では金閣を「金堂」と記しているが、ここは西軍の陣となり「破却による被害を被らなかつた建物は一字も無く、また何年か前に炎上した小さな御堂も再建したのに、無法にも破却された。」と読むべき伝聞なのである。『報告2017』では応仁以前の火災を応仁乱の火災と読み替えているのである。

なお、時代が降り、信憑性にやや問題がある、江戸時代の「鹿苑寺寺説」として「小御堂」や

「大塔」の位置を記している大島武好編『山城名勝志卷之七』正徳元年（1711）がある。それによれば「鹿苑寺寺説伝、義満公北山第、境内甚廣、總門紙屋川西、北小路、今地藏院傍ニアリ、礎石在ニ于今、御所號ニ芳徳、今方丈東北至ニ石不動堂邊、昔金閣廻悉池、芳徳間架ニ反橋、池南有ニ拱北樓、東南有ニ小御堂、東有ニ地藏堂、（安ニ數體、）其地云ニ地藏本、其像今金閣内一軀、石不動堂一軀相殘、其北有ニ大塔、本尊彌勒石不動堂ニ有」とあり、ここでは「大塔」が、池の「東南」の「小御堂」、東の「地藏堂」の「北有」としており、金閣寺境内北東部の巨大な方形高まりが、「小御堂」があったとされる場所より大塔候補地となることは言うまでもない。

応仁乱火災に関しては、文献では唯一、『蔭涼軒日録』に將軍足利義政が応仁乱終了（1467）後、8年目となる文明十七年（1485）十月十五日金閣寺御成で、彼が金閣に「御登覽」する際、「於嗽清亭向巽方、御座手水」した後、蔭涼軒主龜泉集證の乱による庭園樹木伐採被害の報告に触れて、「嗽清亭」の「簷」を焼いたかと聞いている。それは「愚白。前年亂中楓樹大半斫之由白。相公曰。此亭簷亦焼之。愚應台言。御一咲。」（『蔭涼軒日録』文明十七年十月十五日）とある記事である。しかし、この記事からも、それも小火程度であり、失火か戦乱によるものかも定かでない。また、義政は前年の文明十六年（1484）十月十五日金閣登覽御成の際にも「於嗽清亭、御手水」（『蔭涼軒日録』文明十六年十月十五日）しているの、一年後に「台言」（將軍の言葉）に対応した集證に義政が「御一咲」する文明十七年の御成記事は、何か裏がありそうである。応仁乱は足軽が戦力の中心となる一種の略奪戦であり、集證の報告によれば金閣三階にあったとされる「曾安阿弥三尊、同有廿五菩薩、今者白雲計相殘也」となり、二階も又「本之觀音亂中失脚」という有様で、火災が問題となっているのではない。なお、1989年度2次調査¹²⁾「S区」構内から出土した高さ約11.8cmの木製の「仏頭」背面（図5）は、平等院雲中供養菩薩頭部とほぼ同規模で、これが金閣から持ち出された「白雲計相殘」る「廿五菩薩」の内の一体である可能性がある。この点に関しては、廿五菩薩が存在した旧西園寺と金閣成立との関連を示す重要な問題を含んでいるが、ここでは述べない。

その他の金閣寺境内（境内外と推測される応永十二年（1405）の南御所放火を除く）に限る火災記録は、後に述べる応仁乱前の応永二十三年（1416）正月九日北山大塔火災と、それによって類焼

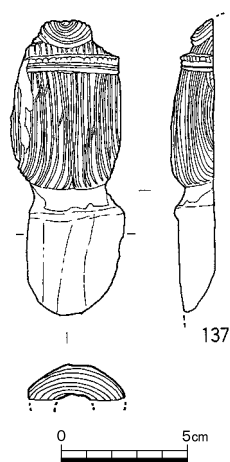


図5 2次調査S区出土木製「仏頭」実測図（1：3）

した大塔近辺の「愛染明王堂」・「木屋」があり、その他には応仁乱後の文明十七年（1485）十一月十五日の「護摩堂」焼失（『實隆公記』文明十七年十一月十五日）しか無い。西軍の陣地となって建物破却・略奪や樹木伐採がおこなわれても、金閣寺が主戦場になって火災が起きたことは記録上確認できないのである。

『報告2017』の誤りは他にもある。「応仁・文明の乱の火災とする痕跡は方形高まりの北西隣である12次調査6区で検出している」と高まりから西北へ約50m離れた場所での成果を述べているが、この応仁乱火災痕跡なるものは、この12次調査6区（図4の2012年度6区）東で実施した、大塔九輪・愛染明王堂基壇・瓦窯等を検出した14次調査（図4の2015年度調査区）によって、誤りであったことが判明し

た（図6・7）。即ち、12次調査を受けて14次調査で検出した「瓦窯1・2」と12次調査6区との関係について筆者が、「12次調査6区で検出した被熱部分はこの窯の南東隅部となる可能性がある」と報告した通りである。

つまり、『報告2017』が取り上げる12次調査6区の「応仁・文明の乱の火災とする痕跡」の実態は、筆者が嘗て述べたように「応仁・文明の乱以降の可能性¹³⁾がある」「瓦窯1」西端の赤く変色した被熱面か、もしくは応仁元年より約50年以上前の応永二十三年（1416）「北山大塔」と共に類焼した「愛染明王堂」基壇の被熱面の二つの時期以外には存在しない。特に、前者の瓦窯は応永二十三年に焼亡した西園寺時代から存続した「愛染明王堂」地山削出基壇の段差を利用して構築されており、12次調査6区の記載を訂正した上で筆者が報告してあるにも拘わらず、それには一言も触れない。しかも6区の応仁乱の火災痕跡なるものは、そこから10m離れた12次調査「7区井戸」出土遺物からの推定に過ぎず、時期を確定できない薄弱な根拠なのである。

他方、応永二十三年正月の北山大塔焼亡については醍醐寺文書に、

「九日、陰定遍満、戌初刻雷電、驚聽、遂而北山大塔上雷落、懸火出來塔婆、片時其残焼失、塔本邊不斷言廣愛染王堂焼失、本尊奉出也、塔本之木屋已下悉無残、但北山御所無爲、此大塔御建立已及十四カ年、去年大略九輪等上之、當年可周備之處、凡無念、無力事歟、」（応永二十三年正月九日『醍醐寺文書・二百一函』）と詳しく記録されている。

この記事は、この方形高まりを北山大塔基壇跡とする決定的な傍証であり、同時に発生した「不断護摩愛染明王堂焼失」のことも「北山大塔上落雷」や検出した「九輪」との関連も、明確に記録されている。文献で同時火災はこの記録しかなく、三点セットで検証・照合できるのである。そのことの詳細を筆者は、14次調査報告において述べているが、ここにある「去年大略九輪等上之」が、14次調査の高まり脇で検出された金銅製大塔九輪破片であることは言うまでも無い（図7・8）。しかし、『報告2017』では、このことにまったく触れないのである。

そう考えると「高まり」被熱層と「愛染明王堂」被熱層とその間から検出した「九輪」残片は別個の事柄ではなくて、一蓮托生の必然的な関係にあることが判明する。以上の状況証拠から巨大な「大塔」だから約30m西北の「愛染明王堂」も同時に類焼したのであろうと考えるのが普通である。塔が西北方向に倒れた可能性もあり、その間に「九輪」残片が落ちたのも必然的だったと考える。ここで重要な点は今回の調査で検出された高まり上面の「被熱層」によって北山大塔推定地がトリプルチェックで証明されたことである。

繰り返せば、北山殿の諸建築の内、消去法からこの巨大な基壇は『室町の王権¹⁴⁾』を天下に示す、高野山大塔や法勝寺九重大塔を凌ぐ日本一の基壇規模となる「北山大塔」基壇しか該当しないはずである（筆者の「上」参照）。しかし、『報告2017』は、方形高まりの「造成土」が「密な堆積ではなく、締まった土質でもないことから大重量を支える基壇とは考えにくい。基壇の上に立っていた建物が北山七重大塔であったかは今後の検証が必要である。」とする。これは、日本建築の特質、つまり柱からなる木造軸組構造力学についての無理解からくる発想である。木造軸組構造の建物は、総重量が縦方向に掛かる軸部礎石下には壺地業等の造作が認められる。例えば文化庁文化財部記

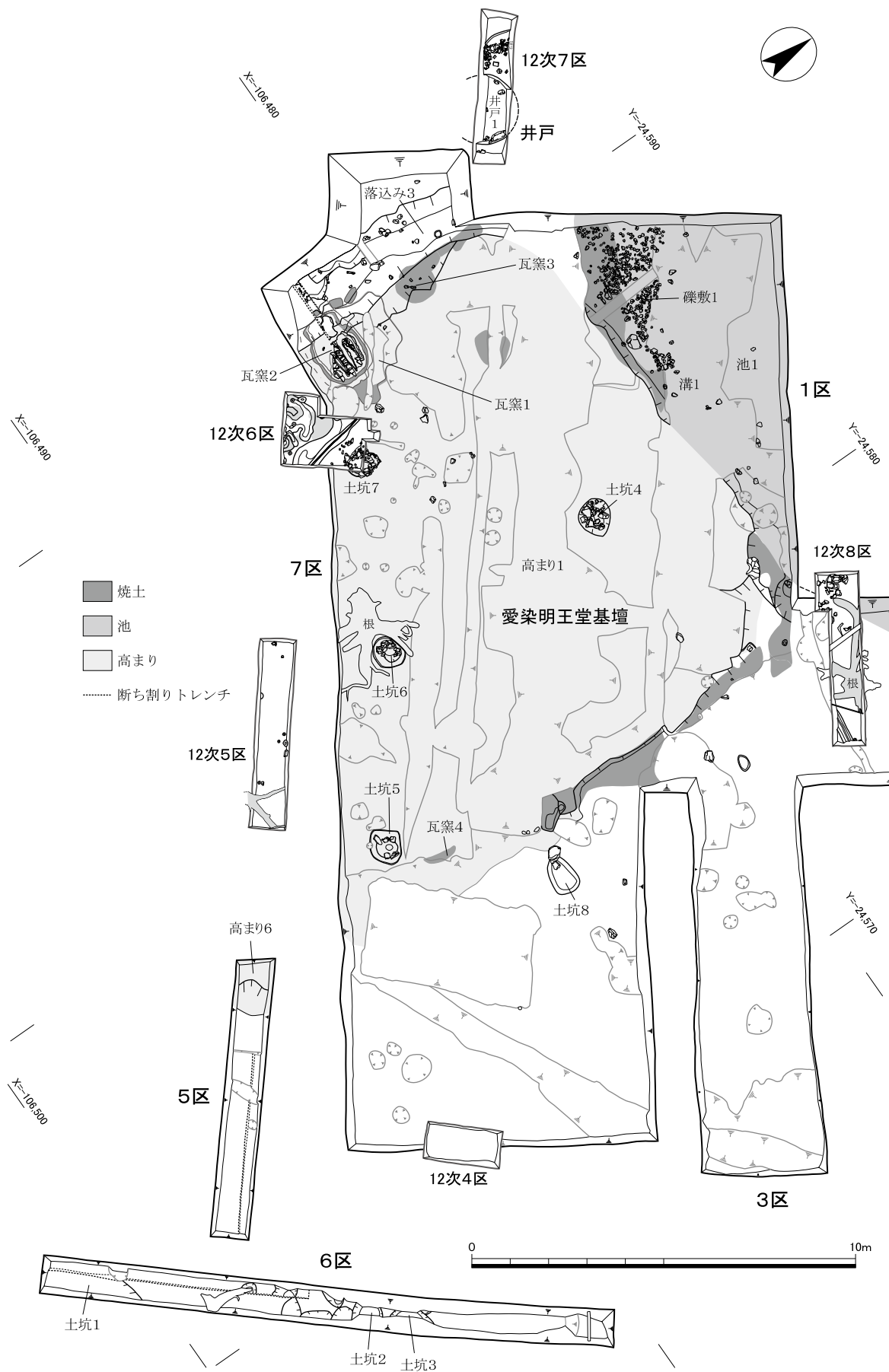
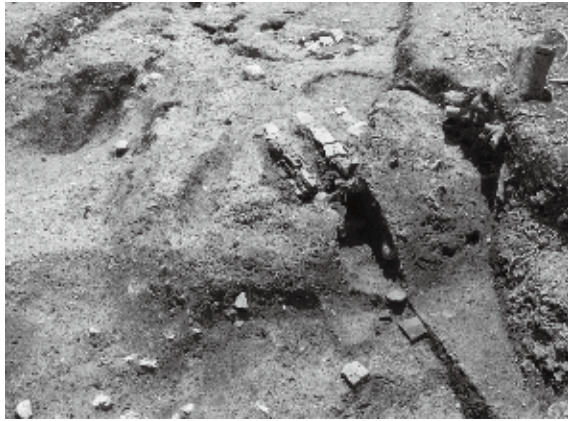
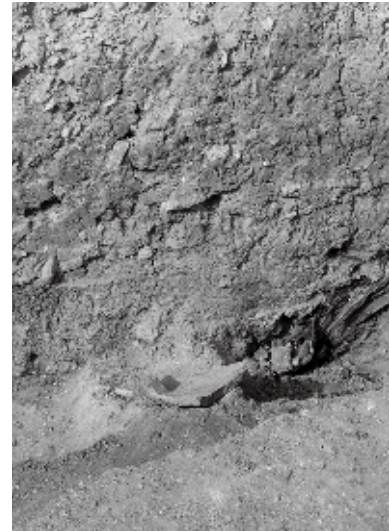


図6 14次調査 調査区平面図1 (1 : 150)



瓦窯1・2（西から）



九輪出土状況（南西から）

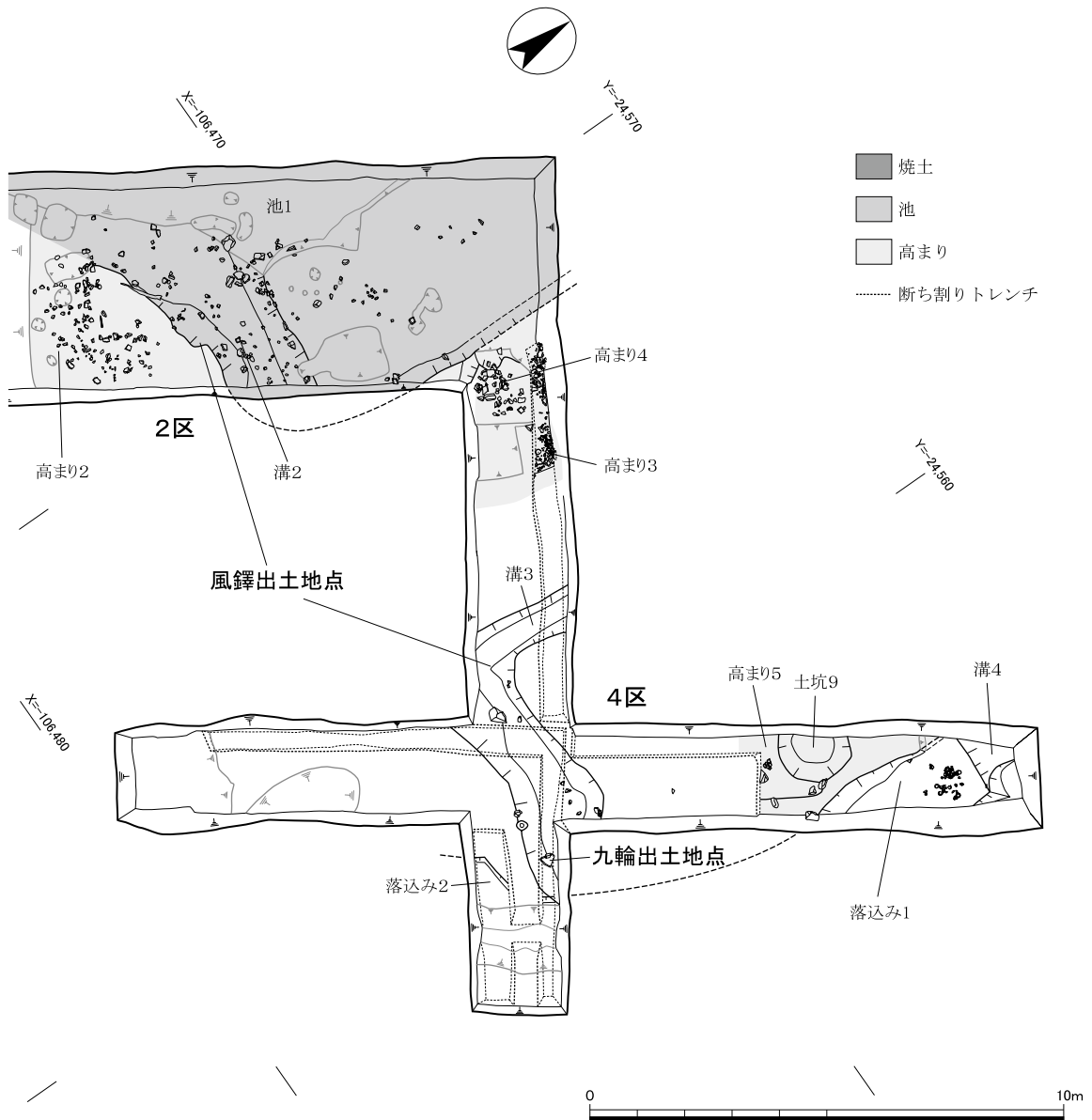


図7 14次調査 調査区平面図2（1：150）



図8 14次調査出土金銅製九輪

念物課監修『発掘調査のてびき 各種遺跡調査編』によれば「壺地業は、礎石位置だけを壺掘にして埋め固めた掘込地業で、平面形は円形ないし方形を呈する。総地業をおこなったのち、基壇築成のある段階でさらに壺地業を施した例もある¹⁵⁾」とあるのがそれである。

後述するように、今回調査した調査区は高まり全体のほんの僅かであり、しかも検出できたのは被熱層を含む室町時代の床下部分だけである。つまり、負荷力を集中して下部に送る柱組を受ける礎石以下の造作を検出していないのである。

北山大塔の造営過程を追究する早島大祐氏によれば「北山第における大塔造営過程に関して確認できる最初の動きは、応永11年正月30日である。このとき、赤松氏の領国である播磨国から石引人夫が徴用され（「東寺百合文書ヲ函五一」）、その後、四月三日に立柱がおこなわれ¹⁶⁾」たとする。また、「北山大塔九輪」発見を受けて上島有氏が、『京都新聞』紙上（2016年7月9日朝刊）で、更に遡って応永十年（1403）閏10月14日の『東寺百合文書・鎮守八幡供僧評定引付』にある「塔普請」の文字が北山大塔の初見であり、その後「北山殿御塔普請」（18日）等¹⁷⁾に続く事を明らかにされた。

また、『吉田家日次記』には、「十年閏十月廿五日巳亥、天晴・・・今日大塔敷地普請、天龍寺僧衆勤仕之、諸大名巳沙汰之、南禪寺僧同参勤之云々、相國寺塔婆回祿之後、被改彼地、可被建立北山云々、以外之大儀歟、」とあり、さらに『南都真言院傳法灌頂記』裏書・応永十一年二月十六日戌子に「北山殿石引」とある。したがって、「塔普請」開始から「北山殿大塔ノ石引」までの二箇月半と、それから「北山殿石引」を含めた「四月三日、北山大塔立柱」（『大乘院日記目録』『興福寺年代記』）までの「大塔敷地普請」である約三箇月間に集中して人夫や僧侶を「土持料」（『東寺廿一口供僧方評定引付』応永十一年三月二十五日）等として動員して建物の下部構造である基壇が造成されたことが諸記録から確認できる。「北山大塔立柱」儀以前に大塔基壇の大枠は出来ている

勘定となるからである。その前後関係からして、造成した基壇の上に礎石を置くだけの単純な基壇造営過程ではなく、石を積みながら造成土を積み上げていったことも考えられ、より複雑な工程であったことが窺われるのである。

『報告2017』は、「まとめ」の最後に「基壇の上に立っていた建物が北山七重大塔であったかは、今後の検証が必要である。」とし、北山大塔基壇と推定する出典は提示していない。筆者の北山七重大塔の所在地についての2001年の論考¹⁸⁾や14次調査報告書¹⁹⁾で、この方形高まりを「北山大塔推定地」と述べたことに一切触れないのである。筆者の見解は既に三枝暁子「日本国王への道²⁰⁾」や早島大祐『足利義満と京都²¹⁾』でも筆者名と論文名を挙げて触れられており、一つの説として認められつつあるのにである。

筆者はどのようにして類例のない方40mで高さ2m以上の日本一の基壇を信じてもらえるかを20年以上かけて艱難辛苦して考えてきた。そして今回は筆者の北山大塔九輪の検出を受けて、あくまでも筆者の推測ですぎなかった巨大な大塔基壇推定地が、待ちに待った発掘調査によって記録通りに「室町時代」に造成され、室町時代の火災に遭ったところまで確定できたはずなのである。

（2）調査の問題と限界

「上」で述べておいたように、高まり中央は大きな穴となっていた。『報告2017』掲載の図3と「上」掲載の図4を比較してみれば意外な事実気づくであろう。図9～12は『報告2017』に掲載された1区・2区・3区の図である。中央の2区（図11）は、明治時代に発掘されたという寺の伝承がある深さ約1mの巨大な不定形の穴とその脇に盛り土が存在した地区で、近年に遊歩道舗設のため埋め戻されていた。埋め戻し前の穴とその盛り土のレベル・コンタが記載された図が図4である。『報告2017』の図3と比較していただきたい。2区で「被熱層」を検出しなかったのはむしろ当然で、『報告2017』の2区断面図（図11）にある1区・3区とは異なった斜め方向に埋まった厚い土層は、全て明治以降の盛り土と考えるべきである。この基壇中央部に穿たれた穴は古墳主体部か塔心礎鎮壇具等を想定した、明治時代の盗掘痕の可能性が高いことを本稿「上」で述べておいた。したがって、本稿では2区は全て明治以降の盛り土と判断するので2区を考察外とする。

『報告2017』の「まとめ」では「室町時代」の「斜め堆積」と「北山殿創建期」の「水平堆積」とに区分し、それぞれの上面に「整地層1」と「整地層2」なるものが存在するとする。しかし、基壇に2時期あるような記載をしながら何の結論も述べておらず、下層の「水平堆積造成土」の計算間違いの高さだけが記載されている。そうするのは、考察から外すべき近年埋め戻された2区の「斜め堆積」から「室町時代の遺物が出土した」ので、3区の「斜め堆積造成土」も斜め堆積だから2区と同一時代と考えたからであろう。2区からどんな遺物が出土したのか、『報告2017』には明示されていない。おそらく穴の埋め戻しの際の混入品であろうが、何を根拠に室町時代の遺物とするのかが読み取れないことは報告書として問題であり、現代に埋め戻された2区埋土出土遺物を3区の「斜め堆積」の時代推定の根拠とするのは間違いである。『報告2017』が同一視する2区の「斜め堆積土」と3区で検出した被熱層下の「斜め堆積層」（この斜め堆積は2区と異なりできるだけ水平にならそうとした意図が窺える）は全く性格が異なり、形成年代も異なると考えれば、



第1面全景（北東から）



図9 16次調査1区第1面平面図（1：50） 『報告2017』

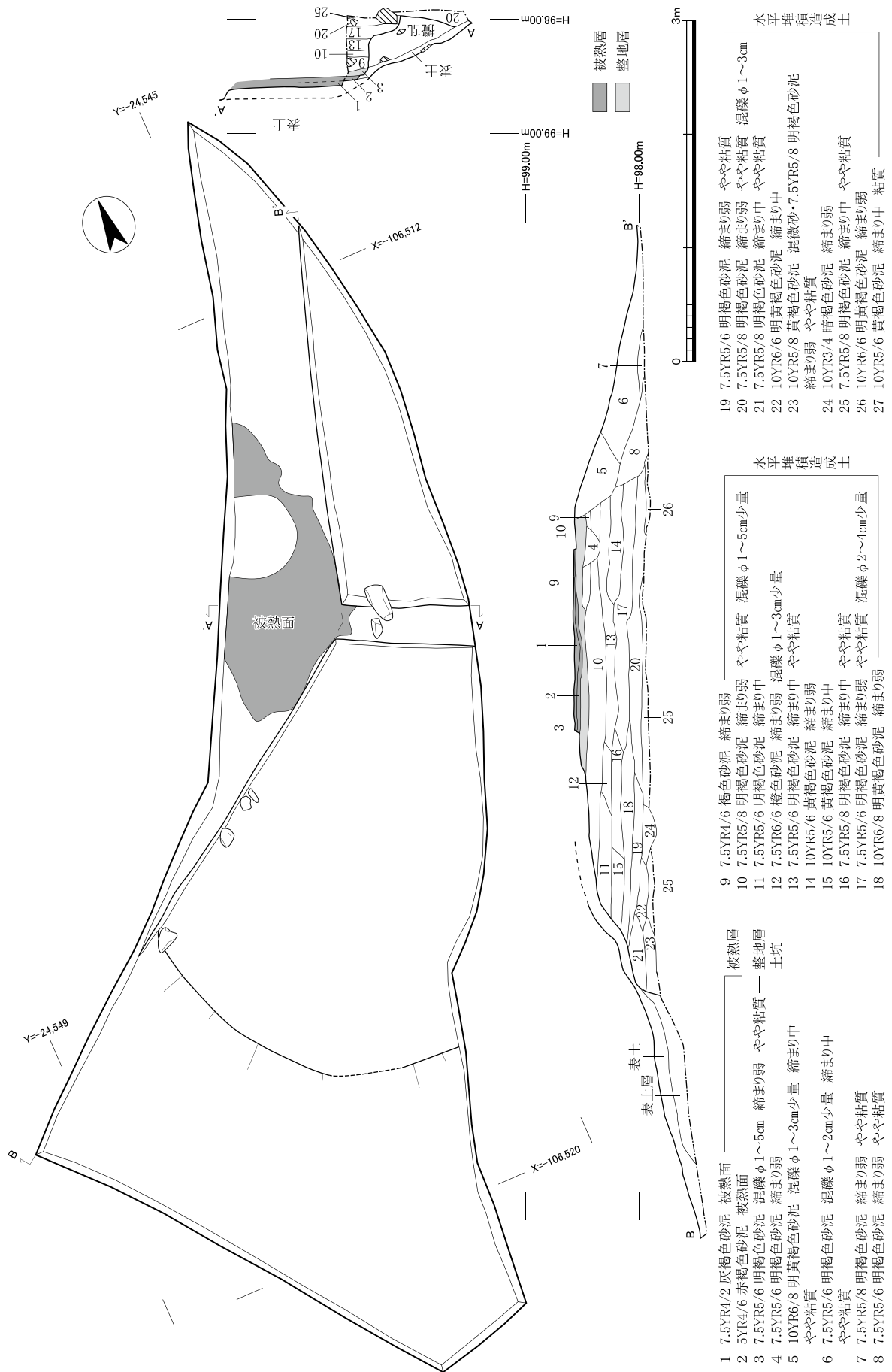
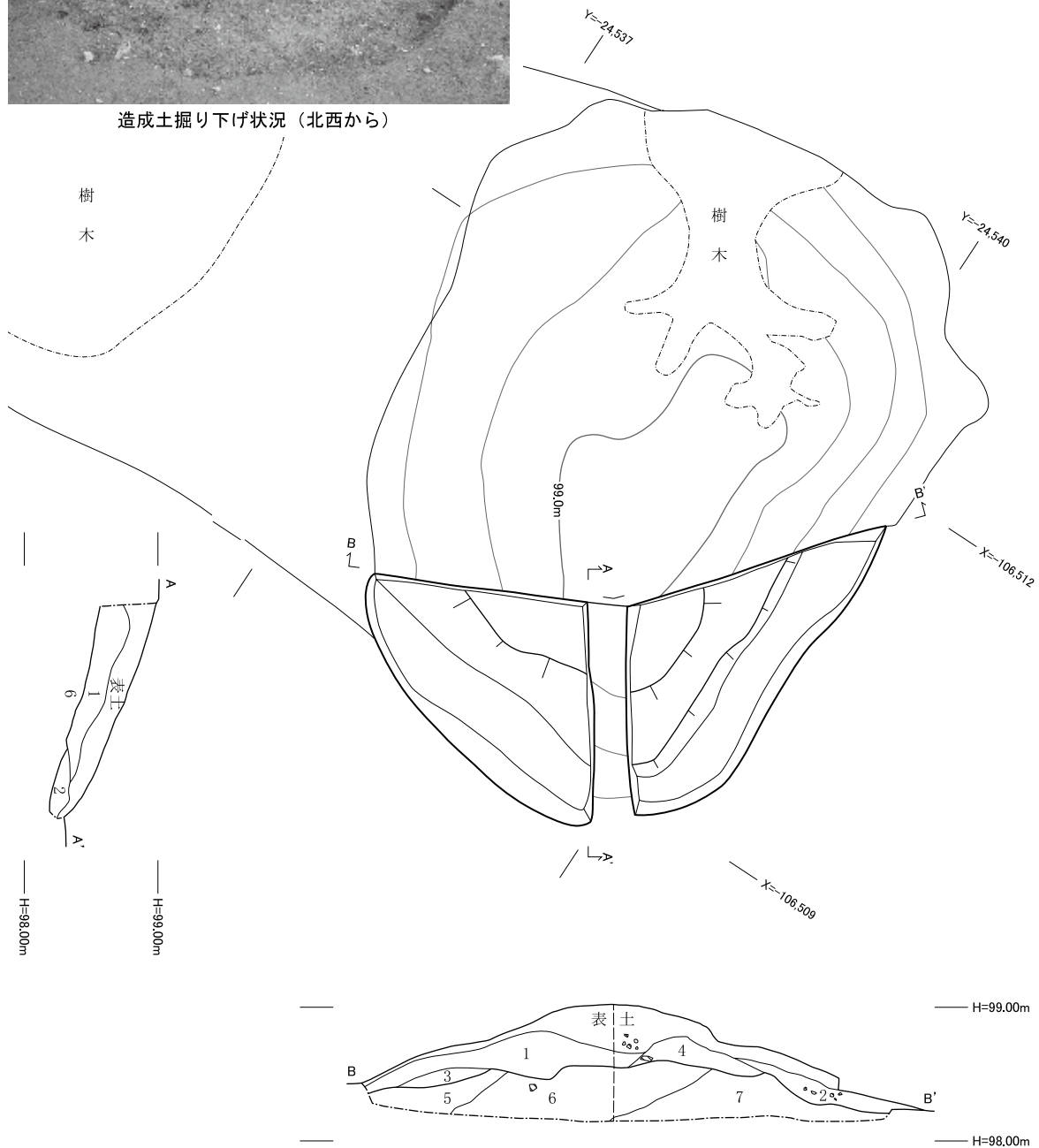


図10 16次調査1区第2面実測図 (1 : 50) 『報告2017』



造成土掘り下げ状況（北西から）



- | | | | |
|---|----------------|--------|-------------|
| 1 | 10YR6/8 明黄褐色砂泥 | 縮まり弱 | 近世層 |
| 2 | 10YR6/6 明黄褐色砂泥 | 縮まり弱 | |
| 3 | 10YR6/8 明黄褐色砂泥 | 縮まり中 | 近世層 |
| 4 | 10YR6/6 明黄褐色砂泥 | 縮まり中 | |
| 5 | 7.5YR5/8 明褐色砂泥 | 縮まりやや強 | 斜め堆積
造成土 |
| 6 | 7.5YR6/8 橙色砂泥 | 縮まりやや強 | |
| 7 | 7.5YR5/6 明褐色砂泥 | 縮まり強 | |



図11 16次調査2区実測図（1：50） 『報告2017』

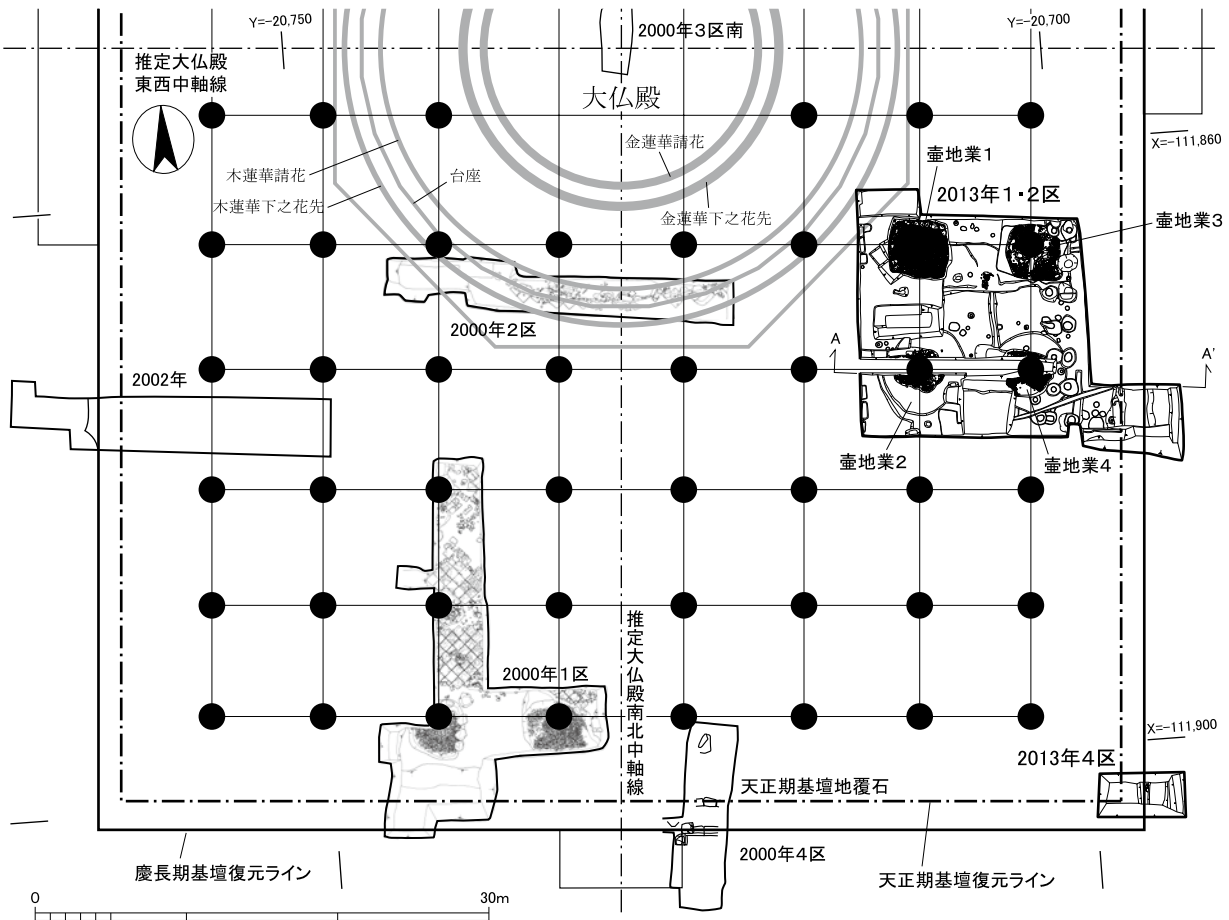
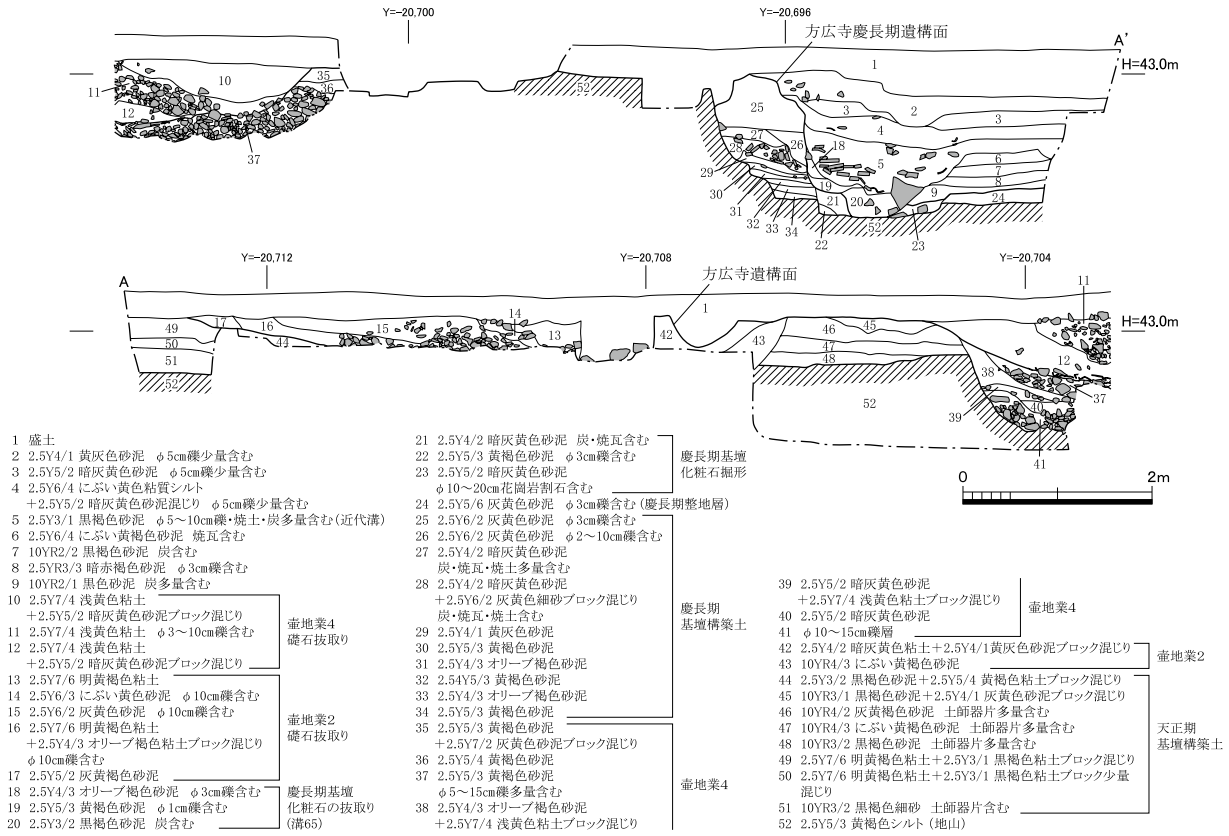


図13 方広寺大仏殿南半復元図(1:500)、壺地業断面図(1:80)

被熱層のない2区堆積土を除き「北山殿創建期」の土師器皿（京都Ⅶ期）が出土した「水平堆積造成土」も、遺物が出土しない3区「斜め堆積造成土」も、火災を示す被熱層以下はどちらも同一期の基壇造成土と考えるのが素直な解釈で、水平と斜めの違いは工程の差と捉えるべきであろう。これらの土層は、固められて層を形成していた点や、近年明らかになってきたように古代版築もさまざまな種類があり、中世における広義の「版築」の範疇に入れてもよいのかもしれない。今後の課題である。

また、調査の限界として、調査範囲の問題があげられる。図3・4の高まりが方40mだとすれば、1600㎡のうち調査面積は約37㎡で、僅か2.3%に過ぎない。先に述べた2区4.8㎡は更にそこから除かれるべきである。

文化庁が指導する「寺院の調査」では「トレンチの幅は、できるだけ3m以上となるようにする。3mより狭い幅では、柱穴や礎石据付穴を検出できないおそれがある²²⁾」としている。しかも柱間が長いことを予め想定できる大塔となれば、トレンチ幅3m以上を確保しなければならないはずである。今回の調査では、1区南端で辛うじて最小限の3m幅を確保できたが南端部だけである。実際は次に述べる方広寺大仏殿例からも5m以上が必要なはずである。

（3）方広寺大仏殿に見る「壺地業」と方形高まり北東隅の「集石遺構」

図13の断面図と平面図・図14は、やや時代が降るが日本最大規模を誇る大型建物で、復元柱間約8m・基壇高さ約1.8mで、4～6mの方形または円形の「壺地業」を確認した方広寺大仏殿基壇の実測図・壺地業模式図である。²³⁾「壺地業4」断面図から基壇造成土とそれを斜め縦方向に切る礎石抜き取り穴や、水平方向に積み重ねられた基壇造成土と地山を掘り抜いて礫と粘土で何重にも突き固める「壺地業」との関係がよくわかる。これと同じようにスケールは異なるにしても北山大塔基壇も「壺地業」等で軸部の受ける下方を形成していた可能性がある。仮に方広寺大仏殿の場合、柱間8mで64㎡の空間に対し壺地業4mで16㎡であるから、壺地業に当たる確率は単純に1/4の25%である。『報告2017』にある調査区（図3）は、固い壺地業掘形ではなくて、平面面積の多い基壇床面造成土部の方を検出していた確率が高い。図15は、高まり北東隅での1990年度3次調査、幅約1mのW4区トレンチで検出されていた「集石遺構」である。右手が高まり西端となり本稿「上」において北山大塔の「地業の可能性もある²⁴⁾」としておいた遺構である。形状は不明であるがトレンチに沿って長軸約5.5m、幅約1mの大きな礫とその隙間に粘土を充填した状態で検出しており、トレンチ北東隅部でやや狭まる。集中した礫の入り方から巨大な方広寺大仏殿「壺地業」に類似している。図4にあるように、高まり形状の現状は駐車場より参拝堂に至る道に沿って正方位の正方形北東隅部が削平され、隅が道によって斜めに切られて多角形に変形しているが、その箇所は丁度正方形の高まり北東隅に該当する。基壇化粧石の裏込め石等の可能性も残るが、基壇全体の下部掘り込み地業か北山大塔北東隅側柱の「壺地業」の可能性を否定できない。

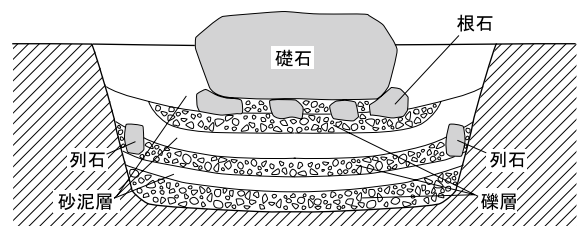


図14 壺地業断面模式図



図15 3次調査W4区「集石遺構」(南から)

方広寺大仏殿のような巨大建物の場合、『多聞院日記』天正十六年(1588)五月二十日にあるように「大仏ノ石スエ堀ヲ見ル処 大石五重大柱ノ下ニ重テ敷云々」とあるのが、参考になろう。ここで重要なことは床の部分ではなく建築学の基礎である縦方向の力を受ける軸部の当たる部分の下が問題なのである(14次調査西部で検出した西園寺時代の愛染明王堂基壇根石跡は削平されているにもかかわらず深さ約0.2m残存し、そこには拳大以上の

角石が投げ入れてあった。図6参照)。

『報告2017』掲載の断面図で火災後の礎石抜き取り穴の可能性のある箇所を強いて挙げれば、図10断面図にある1区北端「被熱層」を斜めに切る厚い堆積層が埋まった箇所を挙げるができる。確認調査のためか、調査ではこの落ち込みを掘り切っていない。しかし、断面図で確認する限り、火災層を切る落ち込みであることは明白で、掘り下げていけば、方広寺大仏殿で検出された「壺地業4」(図13)のように礎石抜き取り穴の下に「壺地業」状の造作を検出できた可能性は否定できない。

(4) 土質についての筆者の所見

分散した狭いトレンチ(1区21.7㎡、2区4.8㎡、3区10.5㎡)で、掘削深度も地山層まで至っていないため基壇高さも確定できず、掘り込み地業の有る無しも確認できていないが、筆者の所見では、1区と3区からほぼ同じ標高で「被熱層」を検出しており、発掘自体は成功していたと判断する。検出箇所の上面が亀腹上面である可能性が高く、木製の床が抜け落ちて焼けたからこそ「被熱層」として赤化してインプリントされたものと考えられる。従って床面より検出確率が低い建物の総重量を支える礎石下部分(例えば壺地業等)を外していたと考える。

『報告2017』は、ここで問題とする方形高まり「造成土」について1区が「ある程度は硬いが、縮まりには強弱がある」と述べる。3区が上層造成土は「やや軟質の砂泥層が主体で、縮まりは強くない」とし、下層は「やや軟質の砂泥土が主体で、縮まりは弱い」とばらばらに述べている。ここにあるような「造成土」が硬いか硬くないか、または縮まりが弱いか強いかの問題は主観的で決め手を欠くと考え。また、『報告2017』のカラー写真で掲載された「図版1・3」でも比較できるように、近世以降の盛土よりも断然突き固められているのが見取れよう。少なくとも600年の風雪に耐えただけでも頑丈であったことは事実である。しかし、上記の「造成土」が、水平ないしやや斜めに細かく分層(約0.1~0.3m)できたこと自体に注目しなければならない。なぜなら程度は別としても掲載された図10・12は一層ずつ面を造ってできるだけ水平方向に土をならした証拠となるからである。同じような「造成土」を分層できるのも程度の差があっても突き固められてい

るからこそである。もし、そこに何らかの物理的変化がないと（直上に分布する「被熱層」が酸素を含んで硬化している化学的変化があったから分層できたように）そもそも明確に分層できないはずである。単に土を投げ込まれて埋まった2区堆積土（分厚く縦方向に落ち込む層）との違いがここにあり、被熱面下の水平かやや斜め方向の細かい層で積み上げて基壇を造成していたことが図面から判明する。

『報告2017』では強度基準を院政期に建立された法勝寺九重塔の強固な掘り込み地業を念頭に想定していたと聞いている。しかし、地下に掘り込まれる地業と地上に築かれる基壇の混同は許されない。法勝寺の場合「法勝寺跡である現動物園の敷地は白川砂堆積地域に属しており、砂質地盤地帯である。八角九重塔を建設するに当たり、基礎地盤として巨礫を埋め込んだ粘土層を構築したのは、水を多く含んだ状態の砂では81mに及ぶ塔を支えることができないと判断したためであると²⁵⁾考えられる」のであって、強固な粘質土が基盤の不動山麓に位置する北山大塔とは立地条件が異なるのである。上の基壇が失われていて礫を多く入れて地盤改良した掘り込み地業だけを抽出した法勝寺と、強固な地盤の上の地上に造成土を高く積み上げた基壇と取り違えてはいけない。また、中世と古代をアナロジーで捉らえてはいけない。この点に関しては文化庁監修になる『文化財講座・日本の建築3中世Ⅱ』で述べられているように「基壇の有無にかかわらず、中世の基礎廻りの地業には、築成層をなすように築いたような丁寧なものはまだ一例も報告されていない²⁶⁾」からである。

『報告2017』は、地上に盛られる北山大塔基壇造成土を、「密な堆積ではなく、締まった土質でもない」と述べているが、それは法勝寺塔の地盤改良された掘り込まれた地業の固さを基準にしているからであり、報告書本文や掲載図の土質に関する記述・記録は全て相対的であり、注意が必要である。北山大塔基壇の場合、特徴として水平や斜め方向に細かに分層できる位の築成層をなすように築いたことは間違いない。しかも、今回の調査では掘削深度が地山層に達しておらず、どこから何処までが地上の基壇層で、どこから掘り込み地業が始まるかが不明であることを付言しておく。

今回の調査では、建物が存在する根拠となった「被熱層」を検出したのであれば、そこは火災時に直接空気が触れる面と考えて良いこととなる。また、今回の調査はこの広い高まり全体に対して僅かな部分に留まる。ここで肝心な点は「被熱層」以外の建物の重量を受ける軸組の礎石や根石の痕跡を検出できていない点である。即ち、今回の調査では建物全ての総重力がかかる垂直方向の力を受ける場所を調査できていないことである。

『報告2017』では、方形高まりが「水平堆積造成土は北山殿創建期の造成と思われる」、「2区・3区の斜め堆積造成土は方形高まりを構築したときのもので、室町時代のものであろう」とし、その上に覆い被さる床面が室町時代の火災による「被熱層」であることは認めているのであるから、①基壇全てを版築で築く、古代仏教建築伝来以来の固い基壇と、力が掛かる軸部を分散して並べ立てることで、基壇造成土が荒くなる中世基壇との相違。②地盤を掘って改良する固い掘り込み地業と地上に高まりを造る基壇造成土の相違。③重量を受ける固い軸部下の造作部と床下構造の違いの相違。の3点を誤認しているところに問題があるのである。

ここに問題点が絞り込まれたように思う。『報告2017』がいうように金閣寺高まり堆積は北山大塔重量負荷に耐えられるかどうかである。しかし、この問題の立て方自体がそもそも間違いだったことを次に証明しよう。

3. 北山大塔の基壇の種類（亀腹）と屋根葺（柿葺）について

（1）基壇規模を考える（方九間の可能性）

建築史学の富島義幸氏は、北山で再建される前の相国寺七重塔を「裳階をふくめた全体は一辺七間以上と考えるべきである。巨大な塔を支えるうえでも、柱の数が多の方が合理的といえよう²⁷⁾」として、「一辺7間」に復元された（図16）。

但し、北山大塔焼亡後、相国寺に再々建された相国寺大塔については、後に述べる一辺九間の可能性があることが判明する。即ち、興福寺別当経覚が記録した『経覚私要鈔』文明二年十月五日条に「相国寺塔一昨日夜炎上云と、四と[至]九間、雷五重目落焼失云と、希代事也²⁸⁾」とあり、決定的な証拠となる。最後に触れるが一辺「九間」、即ち10本柱列四方の大塔は中国には確実に実在した。また、上部構造に関しても、既に中世の木造軸組構造が縦力の荷重を各柱に分散させ、横力も貫・長押等の構造材で飛躍的に強化されたことが、大森健二『寺社建築の技術・中世を主とした歴史・技法・意匠』等で明らかにされている。従って、方九間は七重塔を十分に成立させる重量分散負荷技法であるといえよう。

また、富島義幸氏は金銅製大塔九輪片出土を受けて『まぼろしの相国寺七重塔を復元する一金閣寺における九輪断片の発見によせて一』³⁰⁾でも、建築工学的な観点から100mを超えたとされる日本の高さを誇る相国寺七重塔を復元され、『報告2017』では「大重量を支える基壇とは考えにくい



図16 富島・竹川製作 相国寺七重塔復元CG

として問題とした屋根重量について「今回の復元では、瓦葺のような屋根を木で作った木瓦葺と考えました」とされた。なぜなら「木瓦葺は瓦葺に比べ格段に軽く、大きな軒の出をつくるにも有利」だからである。

以上の考察により富島氏は、一辺7間の「基壇は一辺36mになりました」とし、化粧石基壇で復元された。筆者は後に述べるように北山大塔を柿葺で基壇を和様の亀腹状基壇に復元するが、基壇の崩れ等を勘案すれば、方形高まりの一辺約40m四方、高さ2m以上の値は、富島氏の相国寺七重塔復元基壇「一辺36m」と近く、一辺が7間ではなく『経覚私要鈔』にある9間だとすれば、一辺40mはより現実的な値であると考えられる。

因みに、この方形高まり上面には以前より既に礎

石等は無く抜き取られているが、検出された基壇上に磚や化粧石等が敷かれた痕跡はなく、直接火に掛かった被熱層である。このことから、筆者は北山大塔基壇が根来寺大塔亀腹を更に巨大化した亀腹であったと推測する。また、礎石がない点に関しては、後に述べる相国寺大塔再建に再利用された可能性を考えている。なぜなら、図4で示した様に高まり上面は凸凹であり、礎石抜取りに伴うものだと考えられるからである。

（2）高まり北脇で出土した大型軒平瓦の意味

図17は方形高まり脇北西部で検出された1990年度³¹⁾3次調査W4区「池28」に室町時代の多量の大型瓦が埋まっていた状況である。写真右手すぐ側が高まりである。樹齢がある樹木が生繁る鬱蒼とした状態であったことがよくわかる。『報告2017』でも「まとめ」で「高まり北隣の3次調査で池を埋める多量の室町時代の瓦（被熱の痕跡はない）が出土しており、周辺に建物が存在したことが考えられる」とする。ただし、その出土瓦を整理した筆者は、全てが「被熱の痕跡はない」とは考えない。確かに酸化された赤い瓦はなく、堅い瓦もあるが、次に述べる図18の大型軒瓦表面を見てもわかるように焼きが甘いため脆く、表面がぼろぼろで全体にやや黄身がかった灰色であり、還元炎での二次焼成の可能性も考えられる瓦も存在する。筆者はこれらの瓦群を大型であることから「周辺」の建物ではなく北山大塔そのものに葺かれていた大型瓦だと考える。しかし、筆者が本稿「上」でここで出土した大型瓦を大塔の本瓦葺である証拠とした点は撤回しなければならない。富島氏が述べられたように建築工学的な観点からも瓦葺であれば重すぎて所詮無理な話だからである。しかし、「上」で述べたように、「池28」から整理箱約30箱分まとめて中世の大型瓦が出土しているのである。この量を多いとみるか少ないとみるかは評価が分かれよう。

この中世瓦群について、前記報告書で「これまでは小型瓦（薨棟瓦）がほとんどであったが、今回W4区の池状遺構から一般的なサイズの瓦が出土し、丸瓦・平瓦も多い」、「調査区付近に瓦葺きの建物が存在していた可能性を示唆する³²⁾」と報告されている。特に注目すべきは義満期であることを端的に示す半截菊花文軒平瓦が、多量の丸瓦・平瓦に混じって1点だけ出土していることである。菊花唐草文207Bとして分類されて報告された図18がそれである。瓦当面横幅約一尺の28cm、縦約5cmを測る。薨棟の小型瓦が多い金閣寺境内でもこの軒平瓦は最大規模である。山崎信二氏は、この軒平瓦グループを京都産とされる³³⁾が、筆者は南都と同じ「瓦当貼り付け式」であり、番匠・仏師共々南都からの動員によるものとする。

では、瓦葺では重すぎて工学的に考えられないが、大型瓦が出土するという、この矛盾を解決するためにはどのように考えたらよいだろうか。それは北山大塔屋根葺きを、富島氏が例としてあげられる小さな「中

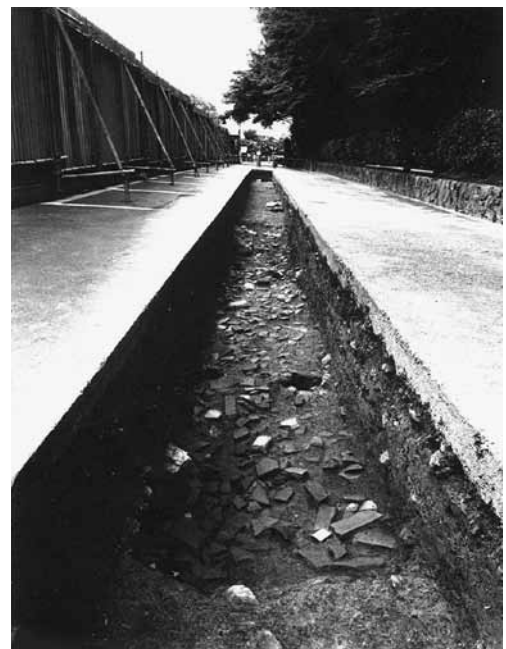


図17 3次調査W4区「池28」瓦出土状況（西から）

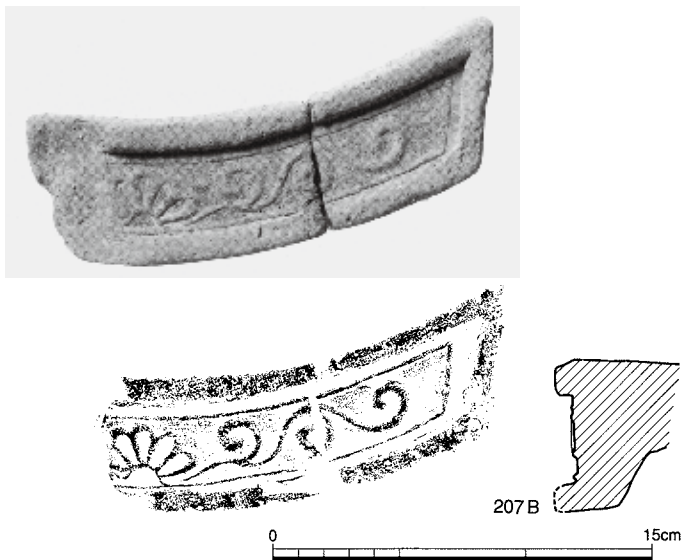


図18 W4区池28出土大型半裁菊花文軒平瓦

尊寺金色堂」のような「木瓦葺」ではなくて、瓦に較べて1/7の重さとされる金閣と同じ柿葺であり、瓦は四隅を飾る降り棟の「薨棟瓦」と考えることで解決できる³⁴⁾。大塔基壇の巨大さからして出土した瓦を熨斗瓦と考えれば、巨大な大塔屋根と熨斗瓦の大きさのプロポーションから躰きの一石となった重量問題を一挙に合理的に説明できるからである。相国寺の「七重のいらかかゝさなり」を柿葺降り棟の「薨」が七重に重なって見えたと考えれば矛盾

しない。現状の金閣自体柿葺であり、相国寺・北山大塔の「薨の屋根」を、あえて類例の少ない「木瓦葺」と考える必要はないものとする。であるならば義満の北山殿においては殆どの建物が御所に相応しい檜皮葺か柿葺であったという結論になろう。これと同じことが法勝寺九重大塔にもいえよう。即ち軒瓦の丸・平瓦に対する出土比率が多いのも、檜皮葺か柿葺降り棟薨瓦の可能性が高く、重量負荷の点からみても本瓦葺の時代はなかったと考えるべきであろう。

(3) 塔における檜皮薨瓦の類例

薨棟塔の現存例は皆無であるが、図19は明治の廃仏毀釈の際に破壊された元治元年（1864）撮影とされる方5間「相模鶴岡八幡宮大塔」の写真である³⁵⁾。上下二層とも檜皮葺か柿葺で上層が四隅「薨棟瓦」であることが確認できる。また、同じく方5間の廃仏毀釈で明治に破壊された山城石清水八幡宮宝塔³⁶⁾や、中世に焼亡した祇園社「多宝大塔」も残存する資料から、上層・下層とも「薨棟瓦」であったことが確認できる。しかも、後に触れるように基壇が何れも和様の床板で亀腹基壇なのである。

高まりの調査で瓦や炭化物が検出した床の被熱面に被さっていないという疑問に関しては、義満亡き後の荒廃していた北山殿が清浄を尊ぶ禅宗寺院になった時点で、境内の高まりが清掃され一括して瓦が破棄された可能性が高いと考える。高まり北に位置する「池28」は状況証拠となる多量の出土瓦から見て焼け落ちた瓦を廃棄した瓦溜土坑であろう。その時期は遅くとも義満の妻北山院が応永二十六年十一月十一日に亡くなった直後の『看聞日記』応永二十六年十二月十二日に「抑聞、北山北之御所寝殿被壞了。南禅寺、建仁寺等寄進云々、南之御所同被壞」と記された前後の、北山御所を五山が引き継いで寺号を鹿苑寺と称した時の整備の可能性が高いと考える。方形高まりが金閣寺正門参道脇北側に面することから、大塔残骸の清掃は必要であったはずである。

また、図10・12にある被熱面に土が被さっていることに関しては、先に述べた様に礎石抜取りの際に盛られたか、焼亡後の後片付けの後、土を撒かれた可能性がある。また、古墳主体部か塔心礎を狙ったものと思われる明治時代の何の記録もない発掘の際に、図4にある高まり中央の巨大



図19 鶴岡八幡宮大塔

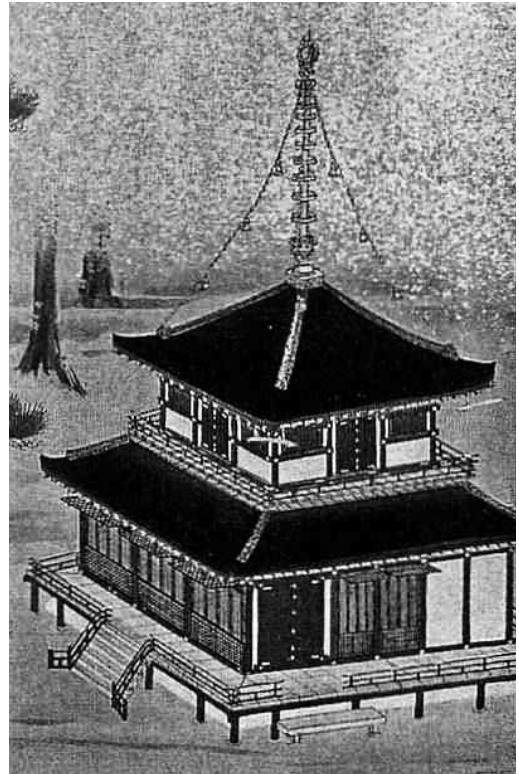


図20 石清水八幡宮宝塔屏風絵

な穴を掘り下げた土で盛り上がったものと推定することも可能である。

4. 塔基壇から塔型式を考える

ところで記録によれば北山七重大塔は（それが七重であるかは別にしても）「大塔」と記されている。だから、次に大塔型式について考察してみよう。

大塔の名称は法勝寺九重塔にも用いられ、元興寺五重大塔や興福寺五重塔も大塔と呼んだ例もあるが、建築史学では、通常大塔を方五間四方二層建物を指す多宝塔類における区分とされている。しかし、大塔と方三間多宝塔とは平面形間数によって厳正に区別されなければならない。

近世以前で現存するものでは、根来寺大塔・切幡寺大塔があるが、記録の上では高野山大塔をはじめ八坂神社感神院大塔・鶴ヶ岡八幡宮大塔等がある。それらはいずれも心柱は二階で止まり、初層方五間・二層方三間である。ここで注意しなければならないのは、大塔型式は全ての多宝塔や多くの三重塔と同じく、一層目の天井裏から心柱が立ち、初層には心柱がないという点についてである。本尊を中央に安置する場所の確保と、法会を執り行う空間が必要とされたからである。本稿「上」で述べたように、本尊が顕密の大日如来と五仏を安置し、法会空間が必要な厳格な身分秩序で座席が定まっていた相国寺七重大塔の場合がそうである。

北山大塔が「大塔」と呼ばれていたことから、初めから七重塔と捉えるのではなく、まず最初に大塔型式として捉えなければならない。だから塔には心礎があるはずだというのは思い込みに過ぎず、その穴を心礎抜き取りの穴だと思い込んでトレンチを設定しても意味がないのである。筆者はこの中央部の穴は明治の発掘によるものであって、心礎は建立当初よりなかったと考えている。



図21 高野山大塔基壇跡

しかしここで注意しなければならないのは、多宝塔系とされている大塔形式のものでも、後に述べるように台密系とされる上層が方形のものは、多宝塔とははっきりと区分されなければならないということである。現存する国宝切幡寺の大塔がそれである。

図21は大正十四年（1925）に撮影された、天保十四年（1843）の大火で類焼したまま野晒しになっていた頃の、高野山金剛峯寺根本大塔基壇跡³⁸⁾である（石垣裏込めと中央本体部との色の違いから石垣は修復のために新たに据えられた可能性がある）。この最大級の大塔基壇跡は、昭和十年の鉄筋コンクリートによる再建のため地上から永久に消滅してしまった。

図22は真壁岳彦氏「高野山大塔についての建築史的研究」を参考にして富島義幸氏が作成された高野山大塔復元案と現存する根来寺大塔比較図³⁹⁾である。高野山大塔は化粧石基壇で復元されているが、根来寺大塔は高さ約2mの亀腹である。富島氏の研究によれば、高野山大塔の場合「創建大塔でも仏壇上には心柱は通っていなかった可能性が高いという結論にいたらざるをえない⁴⁰⁾。」とされる。また、根来寺・石清水八幡宮・鶴岡八幡宮・祇園社は同じ方5間で亀腹と欄楯が廻る木縁であることに注目して頂きたい。それらはいずれも心柱は二階で止まり、一重裳階付で四方五間の可能性が高い。この比較図で注目してほしいのは、復元された方五間の高野山大塔の30m級の基

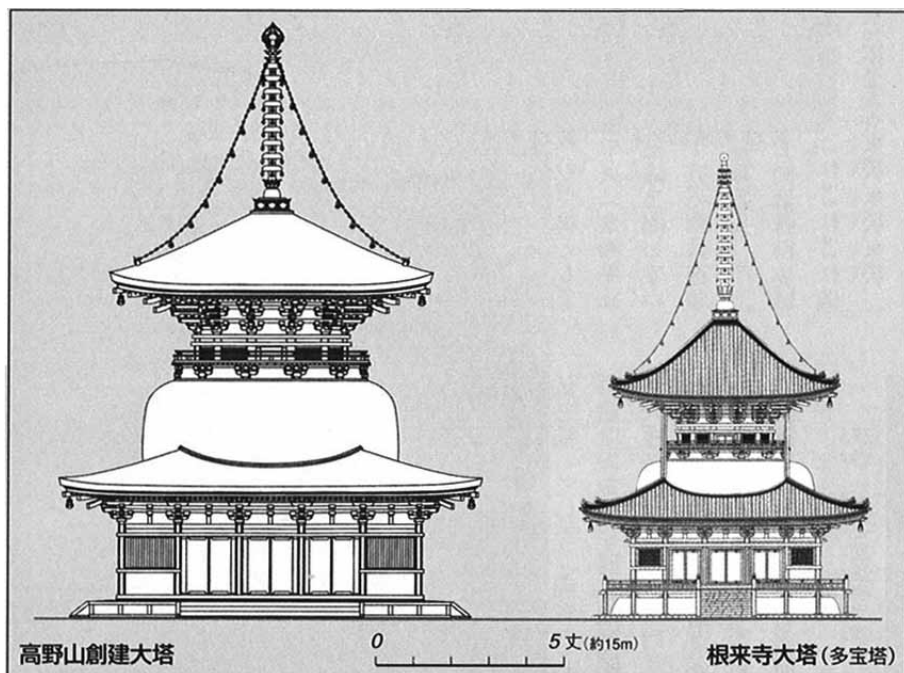


図22 高野山創建大塔と根来寺大塔比較図

壇である。しかも、高野山大塔復元案には亀腹・檜皮葺にする大正十三年（1924）作成の京都大学工学部建築学科蔵の模型があり、昭和七年の再建で基壇を石垣化粧のコンクリート作りに亀腹から設計変更されたことがわかる⁴¹⁾。しかも、その半分に満たない今日残る唯一の中世の大塔遺構である根来寺大塔（図23）でさえ亀腹高さが2m前後もあるという点である。亀腹上面は単に土を固めただけである。だからこそ調査で「被熱層」しか検出できないのである。



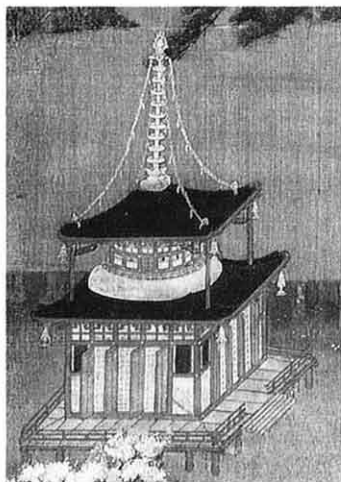
図23 根来寺大塔亀腹

富島氏は相国寺七重塔を化粧石基壇に復元されており、筆者も『相国寺塔供養』の異本に「土壇」という表現があることから、北山大塔も「集石」遺構を化粧石を廻らした基壇であるかのように「上」で考えた。しかし、高野山大塔基壇の場合も残された絵図等⁴²⁾で検討する限りすべて和様の亀腹で、例外として空海の自筆と伝えられた粗雑な略図である建武二年（1335）写本（図24-1）があるだけである。従って、上記の大塔・多宝塔例から、北山大塔も一重目には心柱がなく、二重目から通り、基壇が亀腹で床板の形式であった可能性は高いと考える。

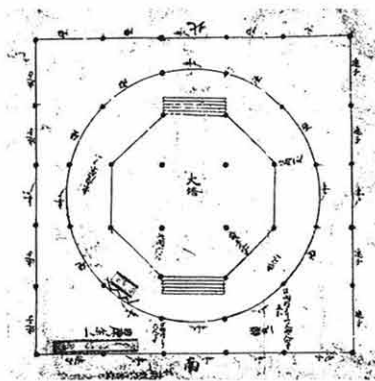
繰り返せば、「大塔」と呼称される型式は、初層が一辺3間四方の二重の多宝塔と異なり、一辺5間四方以上の巨大な塔を指すのが普通である。また、心柱を初重天井二層目から設けるが、特異な例として、上層を円ではなく方形の比叡山法華惣持院の型式を保った元住吉大社神宮寺の切幡寺大塔例がある。大塔や多宝塔形式は和洋と呼ばれる亀腹・木床形式だといっても差し支えないのである⁴³⁾。

図24は、濱島正士氏が作成された「大塔諸図」⁴⁴⁾である。また、山岸常人氏は「最澄が計画した近江宝塔院は円仁の時代に惣持院と改め、九世紀中期に胎蔵界五仏を安置する多宝塔が多く建てられています。円仁は天台教団の密教化に多大な貢献をした僧侶ですから、法華経ではなく胎蔵界五仏を安置したことは、まさに台密の形成を反映したものとと言えます。この多宝塔の形態は・・・上下層とも正方形で平面の二重塔でした。初期の天台の多宝塔も、これと同じ形態だったと考えられます。そして実際にも切幡寺（元和四年〈1618〉）に残っています⁴⁵⁾。」と要約された。だから、これらの切幡寺式大塔型式の間数を増やし、上に層を重ねていけば相国寺の七重塔は建つと考えるのである。

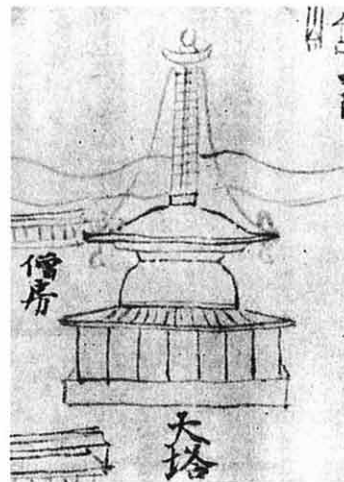
一辺裳層付き7間の富島氏「相国寺七重塔CG」（図16）に関して言えば、『相国寺塔供養記』に七重塔に対して五つの律宗寺院の僧が塔の五層の腰に各10名ずつ登って散華したと伝えるので、7層全層から散華していたのではない⁴⁶⁾。この「CG復元」では裳層と初重を分けて二重にするが、裳層を勘定せず、その上に六重を重ね外見八重で復元されている。しかし屋根の数だけで勘定すれ



3. 高野山絵図の大塔



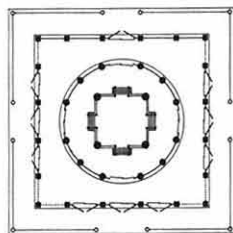
2. 曼荼羅供図の大塔指図



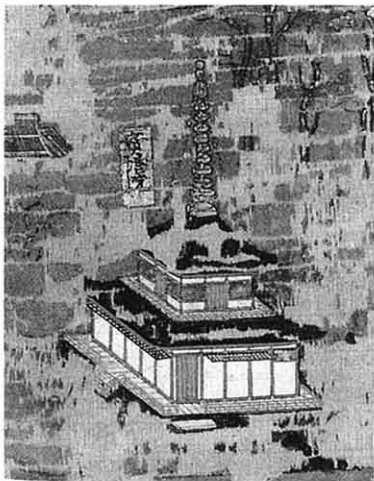
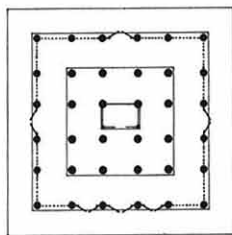
1. 御手印縁起図（模写）の大塔



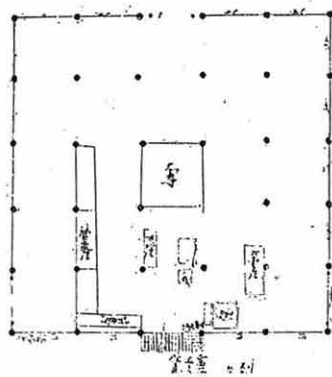
8. 切幡寺大塔



4. 根来寺多宝塔



7. 石清水宮曼荼羅の宝塔院



6. 惣持院灌頂指図



5. 比叡山東塔絵図の惣持院

図24 大塔諸図

ば合計八重となるが、初重を二重の密檐式で数えれば五層から散華したことと「七重のいらかゝさなり」とあるので、初層二重と上五重で七重となり、富島案より一層減る可能性もある。

5. 今後の課題

調査の結果、高まりが北山大塔の基壇であったかの決め手を欠くとされたのは、堆積土が七重塔の重荷に耐えられないから、というものであった。しかし、高まりを大塔型式にまず検討した上で、その次に何重塔であったのかが問われるべきであり、問題の立て方が間違っていたのである。

金閣寺境内は、南北道祖大路末を中軸に東半部と西半部に大きく分けることができる。更に東に面した入り口となる黒門が存在する現参道によって南北に分けることができ、境内は大凡東北部・東南部・西北部・西南部に分けることが出来る。

最新の金閣寺南池調査（2018年）で金閣南の池（鏡湖池）を挟んだ金閣寺境内南西部の金閣対岸地点から礎石建ちの建物跡が検出されたが、小規模なものであった。この南池調査によって大塔跡は金閣東方に該当する境内東半部にあり、さらに東南部には高まりは認められないので、消去法により筆者が推定した境内北東部に絞られることとなる。境内東南部を大塔比定地にする案が近年⁴⁷⁾浮上しているが、むしろそこは平坦で地上に何の痕跡もなく、九輪出土地からも離れすぎており、『山城名勝志』が伝えるような「地藏堂」や「小御堂」か、もしくは来るべき北山大塔千僧供養会のための儀式空間として、東大寺大仏殿前庭のような法会広場と考えるのが最も妥当であろう。洛中の眺望という点からすれば、むしろ私案の大塔基壇跡の方がもっとも妥当だからである。

以上述べたように、北山大塔基壇の所在地と、それが「大塔」型式であることが明らかになった。今後に向けては亀腹基壇の上部構造の解明が問題となる。即ち北山大塔が七重であることを示唆する唯一の資料といってよい「北山大塔」焼亡記録『看聞日記』に、「九日。雨降。戊剋雷電暴風以外也。此時分赤氣輝蒼天。若焼亡歟之由不審之處。北山大塔七重。為雷火炎上云々。雷三度落懸。僧俗番匠等捨身雖打消。遂以焼失。併天魔所為勿論也。去応永七年相國寺大塔七重。為雷火炎上。其後北山ニ被遷之。造営未終功之處又焼失。末代不相應歟。法滅之至可歎。廳又。相國寺ニ被遷可被建立之由則有其沙汰云々。」（『看聞日記』応永二十三年正月九日）とあるのが唯一の資料だといえる。

しかし、「去応永七年相國寺大塔七重。」と割注で一段小さな「七重」と書かれた文字は、著者伏見宮貞成親王がその前に書いた「応永七年」が、彼の記憶違いの応永十年（1403）であることが判明している以上、また、「一四三五年（応永三十二）以前の記事はのちに貞成自身が全面改稿していることもあつて⁴⁸⁾」、彼が当初から「七重」と書いていたのか、再建前の相国寺七重塔から類推した書き込みなのか、新たに割注として書き加えたものなのかは依然として謎に包まれているのである。この点に関しては今後、文献史学・建築学含めて広く議論されるべきであろう。「七重」記載は後世の編纂史料（『翰林胡蘆集』『東寺私用集』『續史愚抄』等）を除けばここだけであつて、不思議なことに北山大塔造営過程の豊富な『東寺百合文書』等の第一次史料には一言も「七重」の言葉が出てこないのである。

とは言え、筆者は焼亡した相国寺塔を北山で再建したのであるから相国寺塔と同じ七重であった可能性は依然と高いものと考え。ここでは応永二十三年に焼けた「大塔」の基壇であることが

確定することが先決なのである。

この問題に関しては、焼亡より約百年後に成立した『翰林胡蘆集』の応永十一年四月条に「後於北山。建七層大塔。公謂近習臣曰。天益乎吾。以功德善根也。大哉善根。至哉功德。昔魏主之長安北臺起七級塔。而高三十丈者」とされ、約90mの中国の塔の高さと比較されていることを指摘するに留める。

但し、この大塔に関して厄介な文献が残っている。それは、北山大塔焼亡二年後、中原康富の『康富記』応永二十五年（1428）九月の九日・十七日条に、

「九日壬辰 晴陰不定、重陽佳節珍重々々、

今日大塔クリンノ柱、自鳥羽北山へ被引之、管領手者共之云々、室町殿則御馬見物、塔下御入云々、萬里小路上引之、

とあり、さらに八日後、

「十七日庚子 晴、

今日大塔眞柱二本自鳥羽被引之、畠山（兄弟）、手者共引之、油小路上也云々、御所則御出御見物云々、東寺御出也、次寺家中御酒有之、次大内亭入申、數獻被聞食了云々、

とあるからである。つまり義持が応永二十五年に「大塔クリンノ柱」を「北山へ」鳥羽より引いたというのである。

この『康富記』のいう「室町殿」・「御所」は四代将軍足利義持を指し、当時彼の邸宅は北山御所から「萬里小路」に面した三條坊門の三條殿に移っていた。また「管領」は畠山満家のことで、「畠山（兄弟）」も彼とその弟畠山満慶のことであろう。「大内亭」も義持の親衛隊であった大内盛見のことであろう。したがって『康富記』が書き始められた年次（応永二十四年）とも矛盾しない。果たしてこの記事のどおり北山に大塔が再建されたのであろうか。

この記事に初めて注目された森蘊氏は、『鹿苑寺の金閣と庭園』で上記『康富記』の2条を挙げられて、北山での「之等を新造塔と見たい⁴⁹⁾」とされた。つまり、北山七重大塔が焼亡後、義持によって同じ北山で再建されたとした。また、早島大祐氏も「焼けた北山大塔は、再び北山の地に再建されようとしていた⁵⁰⁾のである」とする。しかし、それらは『看聞日記』にある「相国寺ニ被遷可被建立之由則有其沙汰」と矛盾するのである。

ところが『康富記』をよく読むと、柱を引く方向がいずれも相国寺である。というのも、ここにいる「萬里小路上」こそが、平安京東端に近い三條殿が面した相国寺に至る小路そのものであり、「大塔眞柱二本自鳥羽被引之」の「油小路上」も相国寺へ至る道であったとしてよいからである。であるなら「北山へ」は相国寺への間違いで、北山では再建されていないこととなろう。北山大塔を相国寺で再建しようとしたからである。いかに北山大塔が室町人の精神をマインドコントロールし続けていたかを物語る史料となろう。また、南都・興福寺『大乘院寺社雑事記・門跡大工相承次第』（寛正三年（1462）十一月十八日）には

「小法次郎（興福寺・春日社大工、大乘院大工・北山大塔大工・相国寺塔大工）

左近次郎（興福寺・春日社大工、大乘院大工・北山大塔大工・興福寺大塔大工・釜口座大工）」

とあり、南都の大工小法次郎が「北山大塔大工・相国寺塔大工」を補任され、息子とされる左近次郎も同じく権威ある「北山大塔大工」職を踏襲していた。渡邊保忠氏によれば、「小法太郎は雑事記の1457（庚正3）年および1460（長祿4）年の記事に現れ、それから間もなく他界した。したがって彼の祖父小法次郎の年代はほぼ60年前とみてよく、小法次郎の関与した相国寺塔の再建供養が1407（応永14）年であることも、これに一致する。これによって小法次郎は室町初期に活動をした人であることが知られる。⁵¹⁾」とする。ただし、そこで「相国寺塔の再建供養が1407（応永14）年」というのは確認できない。また福山敏男氏も「応永14年には相国寺七重塔が再建されているから、相国寺で大塔が廃止されたわけではない⁵²⁾」とされているのも同様に根拠がない。これは恐らく北山大塔火災直後に再開された相国寺再建塔初見記録である播磨國矢野庄に懸けられた応永二十四年「五月廿七日、大塔御棧木引人夫、惣庄へ卅人被懸候」『東寺百合文書・供僧方年貢等散用状』（れ函二五）にある24年を14年に書き写した間違いであろう。

石田尚豊氏の刮目すべき論文「洛中洛外図屏風について・その鳥瞰的構成⁵³⁾」において、北山大塔同様に幻で、北山大塔以降再建されなかったとされた通説に対し、再建相国寺大塔の存在証明として、北山大塔焼亡から十一年後に中山定親が相国寺大塔を訪れたことを記した『薩戒記』応永三十二年（1425）六月二十八日条にある「相國大塔中」の割注にある「仲塔在寺外、入道内府所建立彩色之間也、在富小路ノ東、毘沙門堂南也」と、『看聞日記』応永三十二年（1425）八月十五日条に「聞、相國寺炎上所者、寺中七堂塔頭、鹿苑院、雲頂院、乾徳院、（自此院火出云々）、常德院、玉龍院、鎮守社等拵地炎上、残所者輪藏、大塔、崇寿院、大智院、大徳院、勝定院、慧林院、大幢院八カ所残了」とあるのを見付けられた。また、『蔭涼軒日録』嘉吉元年（1441）二月十五日条の「相國寺十境」に「大寶塔」が挙げられており、『續史愚抄』応仁元年（1467）十月四日の相國寺焼亡の際も「但七重塔婆一基残云」とあり、これで信憑性が問われた『応仁記三』「相國寺塔炎上之事」に物語られた文明二年（1470）十月に落雷で焼亡したとされる再建相国寺大塔は、足利義持によって応永二十四年に相国寺で再建され、それが文明二年の焼亡まで存続したことが判明する。このことで不明であった歴史の空白は少し埋まったと思う。

また、先にも述べた興福寺別当経覚が、『経覚私要鈔』文明二年十月五日で「相國寺塔一昨日夜炎上云々、四々〔至〕九間、雷五重目落焼失云々、希代事也」と記した平面形「四々九間」が正しいとすれば、発掘調査で解明された6世紀北魏洛陽に聳えていた永寧寺九重塔基壇38.2m四方、高さ2.2mで、ほぼ同じ規模の一辺9間の大塔となり興味深い⁵⁴⁾。経覚が再建相国寺大寶塔を「雷五重目落焼失」と述べていることから七重塔であった可能性が高くなり、相国寺大塔から北山大塔、そして再建相国寺大塔と一貫して七重大塔を踏襲していた可能性がある。初層一辺「九間」だとすれば「登楼」（『相國寺塔供養記』）に接続する階段を塔内に設置する空間を確保することが可能となり、東アジア圏内を射程に入れた中国風の登頂できる高層塔建立を目指した可能性が浮上する。その証明を、石田尚豊氏は文明五年（1473）八十三歳で亡くなった相国寺の高僧、瑞溪周鳳（1391～1474）の詩集『臥雲稿』にある「塔上晚望」と題した七言絶句、

七級ノ浮圖洛北東 登臨シテ縹緲タリ歩ムニ晴空ヲ

相輪一半斜陽影 人語鈴馨湧カスニ晩風ヲ

に求めたうえで、「これによって塔上より眺望しては、想ひを詩に托す禅僧の存在が明らかになった以上、屏風に見られるやうに、俯瞰して筆をとる画家があったとしても、別に不思議はないであろう」と自説を論拠付けられたのである。石田氏が提起された、眺望できた塔という観点から展開された『洛中洛外図屏風』成立問題と併せて、今後の研究課題となろう。相国寺・北山七重大塔は方九間の日本建築史上類例を見ない異類異形の大塔で、大塔としか形容できない巨大な楼閣建築だったのではあるまいか。その系譜は信長の安土城の先駆けともいっても過言ではなかろう。

6. 北山大塔の意義

「上」で述べたように、所謂『室町の王権』を天下にお披露目する北山大塔供養を前提にすれば、桜井英治氏のいう「そもそも皇統は天皇（の血）から発生するものであって上皇（の号）から発生するものではない。このもっとも基本的な理解を忘れた点に『義満の皇位篡奪計画』説の誤りがあったといえよう。」⁵⁶⁾という通説的理解が疑わしくなってくるのである。ちなみに氏の議論の中には義満の大事業である「大塔」の一言すら無い。だからこそ桜井氏は、中世日本がなぜ貨幣鑄造をしなかったかの問題に触れて「結局のところ大内裏造営計画のような金のかかる事業を企図した者が後醍醐以外にはいなかったためである。中世の天皇は里内裏とよばれる市中の仮皇居に住居し、將軍亭にしてもその規模は大同小異であった。中世日本は中国のように為政者が大宮殿に住まうという発想を根本的に欠いた安上がりな国家だったのである。」⁵⁷⁾とし、義満の北山殿造営や北山大塔建立の意義を認められないのである。ここに日本史の空白があると考えなければならない。

なお、桜井氏等を代表とする通説的な貨幣鑄造問題に対しては、筆者が「真土と渡来銭」⁵⁸⁾において、中世日本の産銅鉱工業が未発展な為とし、撰銭の原因についても述べているので参照して頂きたい。また近年、「永享4年（1432）の遣明船に『生紅銅』（粗銅）4万3000斤を積載し、享徳2年（1453）の船には15万4500斤（92キログラム）の銅を積載している。さらに応仁元（1467）年の遣明船の搭載物の記録にも銅が含まれている」ことを根拠に、「この時期に銅の採鉱が急増したことは、明への銅輸出からもわかる」とする議論があるが、金閣寺出土九輪破片のほんの一片でも9kgであることを踏まえれば、輸出量「92キログラム」では論拠になり得ないのである。勿論、銅が日本で生産されていなかったというのではないが、むしろグレシャムの法則にあるように、輸入された良貨は退蔵貨幣化したり、鑄潰され、悪貨は流通過程に留まるのである。膨大な量を費やして建てられた巨大な富と権力の象徴としての光り輝いた金銅製北山大塔九輪は勿論のこととして、銭が鑄潰されて銅製品になったり、逆に私鑄銭として鑄直されたりする銅の経済的屬性に着目したいのである。今後、出土した九輪の成分が渡来銭を鑄直して作成されたことを証明できるかが問題となろう。

他方、北山大塔九輪発見によって「大塔は幻というヴェールから解き放たれ、室町時代史研究はここに、また一步、歩みを進めたわけである。」⁶¹⁾とされた早島大祐氏は、「室町時代もまた（院政期と同様・・引用者）、大規模造営の時代であったことは間違いなく」とされ、北山大塔建立資金が、⁶²⁾

従来の大規模造営に見られた封建的な主従関係に基づくものではなく、財政史的観点から膨大な利益を義満にもたらした日明貿易にある点に画期を見いだされた。即ち「大塔再建を契機に進められた第二期工事（義満の北山殿再開発・・引用者）であるが、その資金がどこから供出されたのだろうか。それは応永九年以降の遣明船によりもたらされた利潤である。遣明船がもたらした財貨は膨大であり、例えば応永十四年の遣明船では錢20万貫文がもたらされた⁶³⁾」として、北山大塔を始めとする第二期北山殿造営の歴史的意義付けをなされている。ここにいう20万貫文という数字は、川添昭二氏が既に明らかにされたように、北山に義満に先だって北山第を造営した西園寺公経が輸入した宋錢が10万貫であり、「宋錢10万貫というのは南宋一年分の鑄造額に匹敵するもの⁶⁴⁾」で、その2倍に該当する（1文3.75 g × 1000 = 1貫3750 g × 100000 = 375 t × 2 = 750 t）。筆者も早島氏の意見に賛成で、義満以降の「花営三代」と呼ばれる室町時代の繁栄期は、遣明船によって得られた潤沢な錢の流通量にあると考えている。この義満期にもたらされた錢が、義持期の明との国交断絶にもかかわらず、生産物が流通するための貨幣必要最低量は、遣明船を再開する義教期まで賄っていたと考えるからで、もとより日明貿易で得た貨幣を独占する権力者に貨幣鑄造の意図・必要など更々なかったと考えるからである。

「日本国王」の呼称は日明交易の交換手段に過ぎない。段錢をかける権利を行使した院政期が錢遣いの始まりであれば、室町時代は錢遣いが花咲いた時代であり、ほぼ全ての商品値・地代値はいうまでもなく人命・名誉等も錢を尺度とした時代である。錢が流通過程にある限り、一定期間の交換手段として貨幣流通量は実現される生産物の交換が多ければ多いほど、貨幣の回転率が高く、相対的に貨幣量が少なく済み、重い錢の移動を省く全国に張り巡らされた相殺制度、即ち信用・為替・割符等の貨幣量節約システムが室町期にほぼ完成していた。

繰り返せば、多量の貨幣を明より輸入した義満以降の室町時代は、石高に変わり生産物も税金も地代も錢や貫高で測られた時代である。また、ほとんどの階級は幕府の徴税引受人でもあった山門下僧に名を連ねた貸上・土倉・酒屋や禅宗東班衆等の高利貸しから借金を背負っていたことが明らかになっている。既に吉村貞司氏が『足利義満』で述べられたように「莊園制の解体につれ、経済革命をひき起こし、商業資本の発生を見る⁶⁵⁾」のであり、権門寺社に身を寄せた神人・山門下層僧・供御人・守護被官等は、この意味では神人・僧侶という仮面を被ったブルジョワジーである。しかし、彼らの利益は税金として幕府に納められ、幕府財政を支えていたことは近年の研究で明らかになっており、彼らは貨幣を生産部門で生産的に消費できず、幕府の財政を支える被官化に留まり自立できなかった。利子を生む貨幣としてポトラッチ的に権門寺社等の造営や軍備・奢侈品等の非生産的に費やすしかなかったのである。

以上のことから、既に今谷明氏が述べられた「治天の君」義満の院政権力は超越的で、「専制的絶対主義」と形容してもよいように思われる。特に豊田武氏が、商品流通の妨げになる寺社権門による閥所乱立を防ぐために「幕府の閥所統制は、將軍義満が職を退いて、太政大臣になり、義持が將軍となった応永元年より十年余を経た頃、急にきびしく⁶⁶⁾」なり、それが義教期まで続いたと指摘されたことと軌を一にしている。商品流通の妨げになる事柄は出来るだけ幕府財政の保持の観点

からも排除しようとした。貨幣を持つことによって経済的に優越となり、地代中心の社会を支配し、共通の意志（南北朝統一と治天の君による寺社権門体制の再確認）を成立させたのが義満による最後の院政政治だったからである。つまり、歴史が急変するターニングポイントを遣明船交易で下賜された膨大な貨幣を北山大塔建立等の第二期北山殿工事や寺社権門の造営費に惜しげもなく費やした大造営時代として日本史の中に組み入れなければならないのである。

同じ土地所有者でありながら、新興勢力である守護を始めとする武士勢力を掣肘して、保守的な身分秩序（「権門体制」）を貨幣の力によって一時的ながらも保とうとしたからである。小さな金閣ではなく、貨幣で賈われた絶対主義的専制の義満権力を象徴しているものが、巨大な北山大塔だと考えるからである。筆者が「上」で、義満の権力は武家・公家・寺社勢力の均衡の上に成立する超越的な「寺社権門体制の完成」と述べたのは、以上の観点からである。

また、「上」で述べた義満の皇位篡奪論について付け足せば、義満は南北朝合一の条件として南朝の後龜山法皇へ南北迭立することを口約束した手前、義満の生前には北朝の後小松天皇の息子である躬仁を親王に立てていない。躬仁は義満が亡くなった応永十五年以降である応永十八年（1411）十一月二十五日に親王宣下を受け、翌年の応永十九年八月二十九日後に称光天皇となるが、恐らく北朝内部分裂（次期皇太子を狙う崇光院流と後小松天皇の後光厳流の内紛）と、南北朝合一で約束した両統迭立にすれば、南朝の皇太子を立てなければならなかった南北朝間迭立問題の現実的なジレンマを解決するために、義満の実子で後小松天皇の猶子となった義嗣を親王に据えて、後に皇太子とすることで以降後光厳流とし、積み残した南朝問題や北朝内部分裂問題の回避を狙ったものと考えられる。全ての寺社権門が集う北山大塔供養会を大々的に実施することで、皇統問題を解決したことを内外に示し、当時の国内分裂（内乱）を避ける現実的な枠組みを、いわば皇室を買い取ることによって専制主義的に維持しようとしたと考える。なぜなら、大塔建立の意義とは筆者が「上」で述べたように、太上天皇義満、後小松天皇、皇太子義嗣という強固な枠組を天下に公に確認することが、「北山大塔供養会」の最大の目的だったと判断する（義嗣が親王になっただけで皇太子にはなっていないという論に対しては、それは時間の問題だと答えない）。

教科書にある北山文化は金閣で代表されるわけではない。そうではなくて、日本一巨大な北山大塔が専制的な義満権力の象徴として相応しい。教科書を大きく塗り替えるはずであった北山大塔推定地跡は調査後、改変されてしまった。

筆者はここに方形高まりの現状復旧と、そこに北山大塔の存在を示す掲示板を立てることを要望する。また、出土九輪片と基壇跡を国の文化財として一括指定することを強く願う。

註

- 1) 東 洋一「西園寺四十五尺瀑布瀧と北山七重大塔・上」『研究紀要 第7号』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2001年
- 2) <https://twitter.com/hashtag/%E5%8C%97%E5%B1%B1%E5%A4%A7%E5%A1%94> ここでは「金閣寺です『北山大塔』基壇推定地が、さらに破壊を受けていました。来るたびに破壊が進んでいる。言葉に詰まり

- ました。」と重大なコメントが付されている。
- 3) 『特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2015-9 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2016年の第1章-2・第4章1～3・5。研究所のHPで閲覧できるので参照をお願いする。
 - 4) 赤松俊秀『鹿苑』鹿苑寺 1955年、p 26
 - 5) 『特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2016-13 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2017年。研究所のHPで閲覧できるので参照をお願いする。
 - 6) 東 洋一「北山七重大塔の所在地について（上）」『洛史 研究紀要 第11号』公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2017年
 - 7) 前掲註5文献、p 16
 - 8) 註7に同じ
 - 9) 前掲註4文献、p 32
 - 10) 以下、古文書からの引用は、断りが無い限り、東京大学史料編纂所『大日本史料』の該当年日条と重森三玲・完途「鹿苑寺文献・資料」『日本庭園史大系・第4巻』社会思想社 1974年による。
 - 11) 『国語辞典』等参照。
 - 12) 『特別史跡特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 防災防犯施設工事に伴う発掘調査報告書』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第15冊 金閣寺 1997年
 - 13) 前掲註3文献、p 68
 - 14) 今谷明『室町の王権』中央公論社 1990年
 - 15) 文化庁文化財部記念物課監修『発掘調査のてびき 各種遺跡調査編』同成社 2013年、p 105
 - 16) 早島大祐『室町幕府論』講談社 2010年、p 148
 - 17) ただし、上島氏が挙げられた記事は『大日本史料・第七編之六』東京帝国大学史料編纂所 1935年、p 681で既に活字化されている。
 - 18) 前掲註1文献に同じ
 - 19) 前掲註3報告書に同じ
 - 20) 三枝暁子「日本国王への道」『京都の歴史を歩く』岩波書店 2016年
 - 21) 早島大祐『足利義満と京都』吉川弘文館 2016年
 - 22) 前掲註15文献、p 93
 - 23) 南孝雄「Ⅶ 方広寺跡・六波羅政庁跡・法住寺殿跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成25年度』京都市文化市民局 2014年
 - 24) 前掲註6文献、p 34
 - 25) 三村衛「法勝寺八角九重塔の基礎地盤の力学と支持力特性」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成22年度』京都市文化市民局 2011年、p 185
 - 26) 伊藤延男「中世建築の構造技法」『文化財講座・日本の建築3 中世Ⅱ』第一法規 1977年、209頁
 - 27) 富島義幸「相国寺七重塔とその伽藍」『室町政権の首都構想と京都』文理閣 2016年、p 162・168
 - 28) 『経覚私要鈔・第8・史料纂集・古記録編』八木書店 2012年
 - 29) 大森健二『寺社建築の技術・中世を主とした歴史・技法・意匠』理工学社 1998年
 - 30) 『リーフレット京都No.336』京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館 2017年
 - 31) 前掲註12報告書に同じ

- 32) 前掲註12報告書、p 9 と p 30
- 33) 山崎信二『中世瓦の研究』奈良国立文化財研究所 2000年
- 34) 原田多加司『屋根の日本史』中央公論新社 2004年、p 29によれば「檜皮葺の場合は葺材の重さが瓦の約三分の一であり、柿葺の場合は七分の一ですみ」とある。
- 35) 厚木市立郷土資料館蔵
- 36) 室町時代初期『石清水八幡宮曼荼羅』根津美術館蔵、幕末『石清水水臨祭・年中行事騎射屏風』白鶴美術館蔵
- 37) 鎌倉末の1331年『祇園社境内絵図』
- 38) 『高野山根本大塔の研究』弘法大師一千百年御遠忌大法会事務局 1934年収録の「図49」
- 39) 富島義幸「高野山創建大塔を復元する」『朝日百科・日本の国宝別冊8・塔(形・意味・技術)』朝日新聞社 2000年収録
- 40) 富島義幸『密教空間史』法蔵館 2007年、p 72
- 41) 『朝日百科・日本の国宝別冊8・塔(形・意味・技術)』朝日新聞社 2000年、p 40
- 42) 塔の初層屋根四隅に箆篋と風鐸と瓔珞が吊り下げられていたことを再発見された画期的研究である中安真理『箆篋の研究』思文閣出版 2016年で南北朝時代から江戸時代までの箆篋が描かれた絵図を一覧することができる。
- 43) 前掲註41文献参照
- 44) 濱島正士『日本仏塔集成』中央公論美術出版 2001年、p 98
- 45) 前掲註41文献、p 39
- 46) 前掲註16文献、p 109
- 47) 前田義明「北山第と北山殿の考古学研究の現状」『室町政権の首都構想と京都』文理閣 2016年、p 235
- 48) 桜井英治『室町人の精神』講談社 2001年、p 88
- 49) 森蘊「鹿苑寺の金閣と庭園」『建築史3の1』建築史研究会 1941年、p 72
- 50) 前掲註16文献、p 267
- 51) 渡邊保忠『建築学体系4』彰國社1956年、p 246
- 52) 福山敏男『金閣寺・銀閣寺』美術出版社 1960年、p 9
- 53) 石田尚豊「洛中洛外図屏風について・その鳥瞰的構成」『美術史30』美術史学会 1958年
- 54) 奈良国立文化財研究所編『北魏洛陽永寧寺 中国社会科学院考古研究所発掘報告』奈良国立文化財研究所 1998年
- 55) 前掲註53文献に同じ
- 56) 前掲註48文献、p 74
- 57) 前掲註48文献、p 250
- 58) 東 洋一「真土と渡来銭」『研究紀要 第10号』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2007年
- 59) 筆者とほぼ同じ結論をほぼ同時に発表した飯沼賢司「銭は銅材料となるのか」『経筒が語る中世の世界』思文閣出版 2008年がある。彼は近年より精密に「日本中世に使用された中国銭の謎に挑む」『大航海時代の日本と金属交易』思文閣出版2014年も発表しているが、残念ながら筆者の論考には触れていない。彼は前書p 15で建久九年(1198)八月二十六日『鎌倉遺文・994・996』から「高雄御塔鋤料銅事」で「九輪の鋤」が宋銭を溶解して製作されたことを述べている。

- 60) 鈴木敦子「中世の諸産業」『日本経済の歴史・第1巻』岩波書店 2017年、p 241
- 61) 前掲註21文献、p 153
- 62) 前掲註16文献、p 13
- 63) 前掲註16文献、p 126
- 64) 川添昭二「中世における日本と東アジア」『対外関係の史的展開』文献出版 1996年 p 64、飯沼賢司氏は前掲註59の著作で「約375 t」とする。但し、実際の1文銭は3.75 gより幾分軽い。
- 65) 吉村貞司『足利義満』東洋美術選書 1969年、p 16
- 66) 豊田武「中世における関所の統制」『中世の商人と交通』吉川弘文館 1983年、p 405

追記

図25は亀腹基壇高まりに立つ樹齢250年以上の「シイ」の巨木である。目測地上1.5mの地点で径約1.5mを測る。基壇の古さがこのシイの樹齢からも確認できる。以上は木曾造園代表の木曾耕一氏のご教示による。



図25 シイの木（木曾耕一氏撮影、北から）

追記2

本稿提出後、記者発表時の産経新聞のウェブサイト『産経WEST・歴史インサイド』2016年8月12日付け <https://www.sankei.com/west/news/160812/wst1608120005-n5.html> に図26を付した次のような園田和洋記者の注目すべき記事が掲載されていたことを知った。

「気になるのは、北山大塔が金閣寺の境内の中のどこにあったのかという点だ。富島准教授の分析によると、塔の基壇は約36メートル四方が想定されるという。

実は、北山大塔の破片の出土地から南東約20メートルに、塔の推定地とされる場所がある。ここの広さは約40メートル四方で、富島准教授が想定する基壇がほぼすっぽりと埋まる大きさだった。ここまでサイズが近いとは富島准教授も思ってもみなかったという。

もちろん、専門家たちの意見はまだ一致していない。『地盤が弱い』などとして、北山大塔があったのは別の場所ではないかという声もある。

それでも、推定地は現在も土の盛り上がりが見られ、ここに北山大塔があったのではないかという思いはいつそう強くなる。



図26 七重塔「北山大塔」の破片が見つかった場所

以前から北山大塔はこの推定地に建てられたとの説を唱える早島准教授も『盛り上がり方がいかにも人工的。推定地で間違いない』と話した。」

正解である。しかし、この記事で不思議なのはなぜ発掘調査以前に「地盤が弱い」とする「専門家」がいたのであろう。しかし、この問題については本論で論究した様に軽い葺き材である柿葺屋根で、荷重を一辺9間四方に分散したと考えれば簡単にクリアできる問題である（瓦の出土量が少ないという問題も葺棟瓦で解決する）。この方形の高まりを「築山」と表現し、大塔の存在を示すものが出なかったという意見もあるが、それは塔基壇が塼や化粧石で構成されているはずだという先入観によるもので、高床の木製の床を張った和様建築と地面に直接接する大陸様・唐様式・禅宗様基壇の区別を知らない人である。本文図22は根来寺大塔の床と亀腹の関係を示す。このような和様の大塔形式である側面を漆喰で固めた亀腹である場合、600年の間に剥離して流れ去った漆喰や再建相国寺大塔で再利用されたと考える礎石を除いて焼け跡を清掃されれば火災によって木製の床が抜けて焼け落ちて広範且つ均等に燃えた痕跡である亀腹上面に形成された水平な「被熱層」とその下に幾層にも積み上げられた「造成土」だけしか残らないのである。和様の床が全面板張りであるので四周の階段も木製角材（現存大塔の石段は後補）であるから勿論残らない。従って大陸様の塼や基壇化粧石が出土しなかったからといって塔ではないという論拠にはならないのである。繰り返せば高まりの調査で判明したことは軸部を外した大塔亀腹上面を見事に検出したのであって、この高まりの発掘調査によって逆に火災に遭った大塔が和様の亀腹であったことが判明したことが重要なのである。